

10  
44  
ARY



JICA LIBRARY



1031621(4)

国際協力事業団	
受入 月日 '84. 4. 3	704
登録No. 02468	89.6
	EDT

## は し が き

チリ国政府は新しい動物蛋白源の開発、沿岸零細漁民の雇用機会の増大等を目的として、従来より沿岸漁業の振興を重点施策の一つとして取りあげていたが、1969年に大日本水産会からチリにサケ・マス資源の移殖調査団が派遣されたことを契機として我が国政府に対し、サケマス資源育成のための協力要請があった。

この要請に対し、国際協力事業団は1972年から個別専門家派遣により技術協力を開始し、1974年からわが国より毎年200万粒のシロサケ卵を供与し、ふ化放流が行われたが、予定された親魚回帰年の1977年以後未だに回帰魚を確認するに至っていない。

上記の経緯をふまえ、チリ国政府は、親魚回帰に万全を期すため、供与種卵の増加、稚魚放流技術の改善、放流稚魚追跡調査及び諸環境調査等の実施により本件サケ・マス移殖計画を一層拡大強化し、プロジェクトベースにての継続協力を要請してきた。

この要請に基づき、国際協力事業団は1978年11月水産庁北海道さけますふ化場長西野一彦氏を団長とする事前調査団をチリに派遣し、プロジェクト協力の可能性及び協力のあり方につき調査を実施した。

上記の調査結果に基づき、協力計画の詳細についてチリ側と協議するため1979年9月当事業団有松見理事を団長とする実施協議調査団を派遣した。

本報告書は、同調査団の調査結果をとりまとめたものである。

おわりに、この調査にあたって御支援御協力をいただいたチリ政府及びわが国関係機関各位並びに調査団員各位に深甚の謝意を表するとともに、今後も関係方面のご指導、ご協力により本プロジェクトの円滑かつ効果的な実施が計られることを切望するものである。

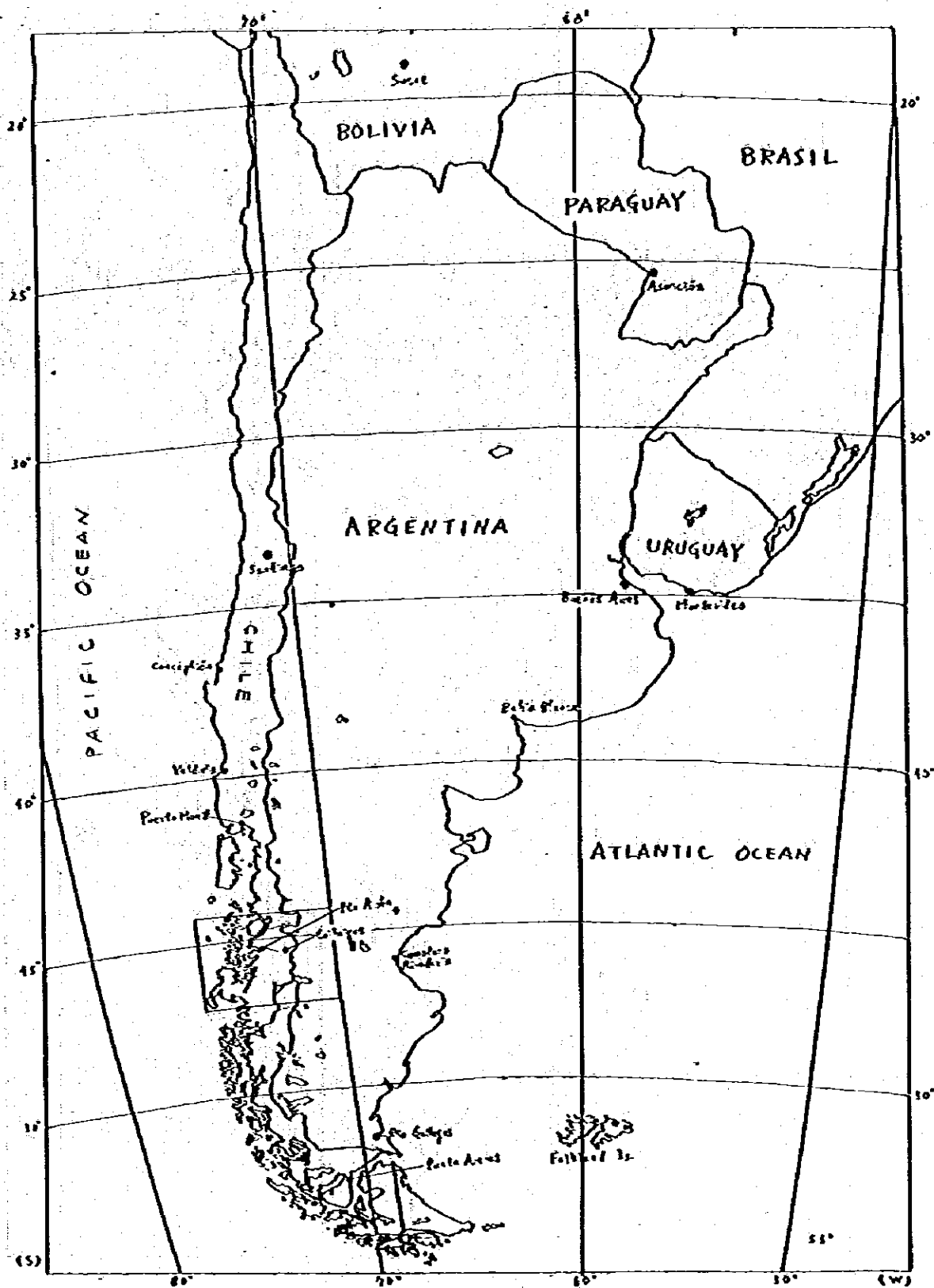
1980年2月

国際協力事業団

総裁 有田 圭 輔



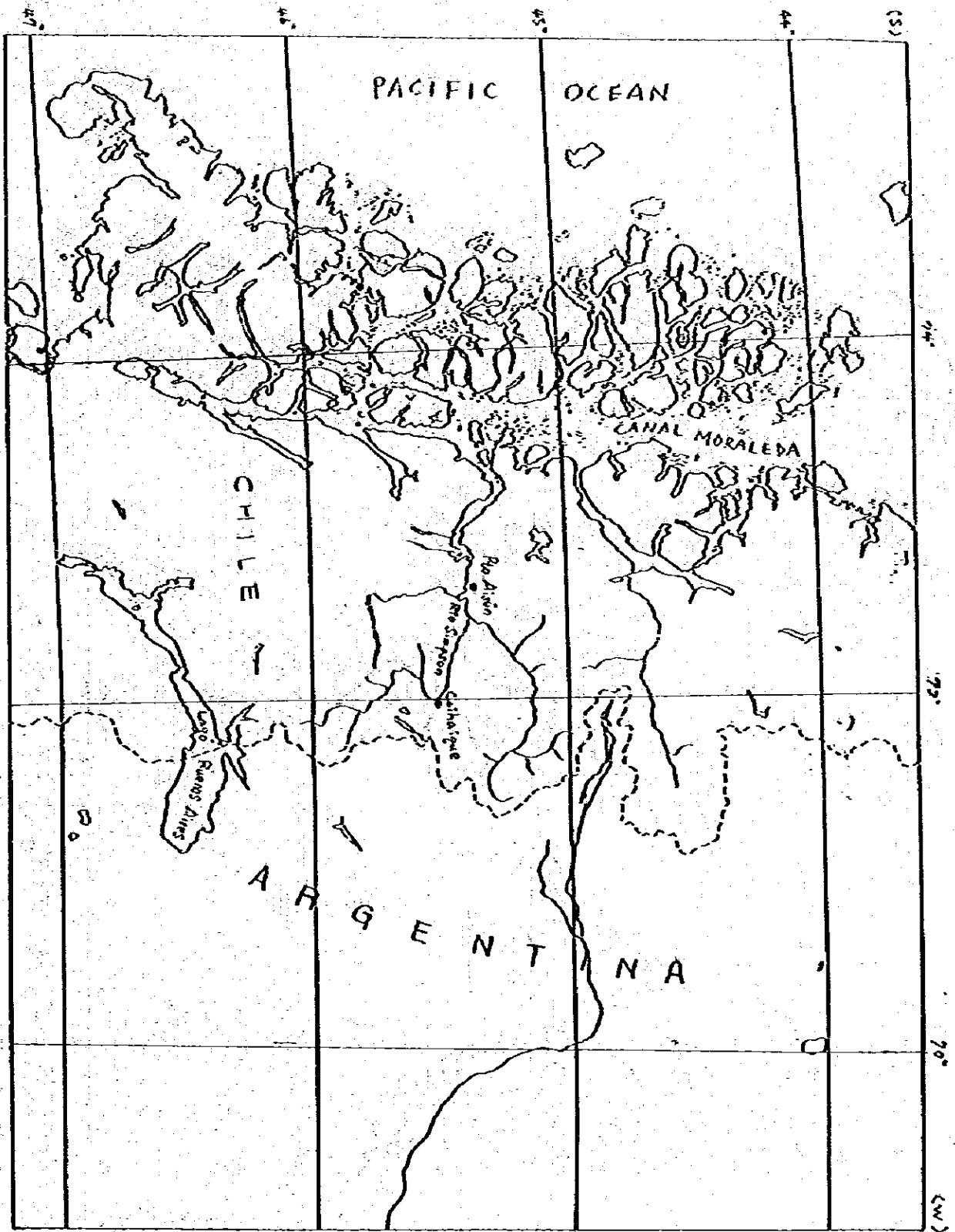
チリ全土地図







コジャイケ周辺地図



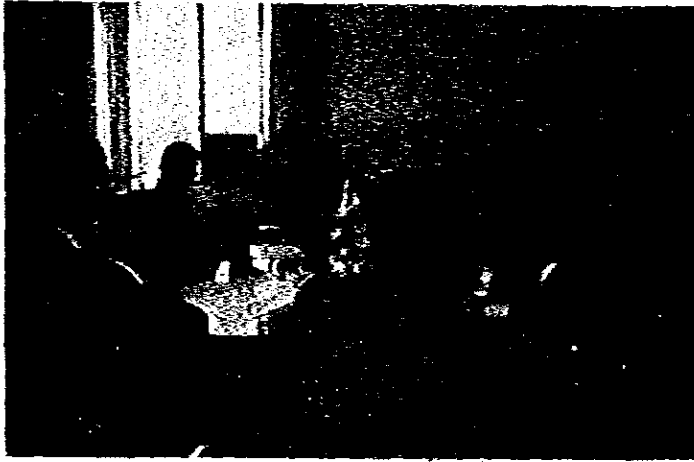








討議議事録署名  
(有松団長, ラディッ  
チ次官)

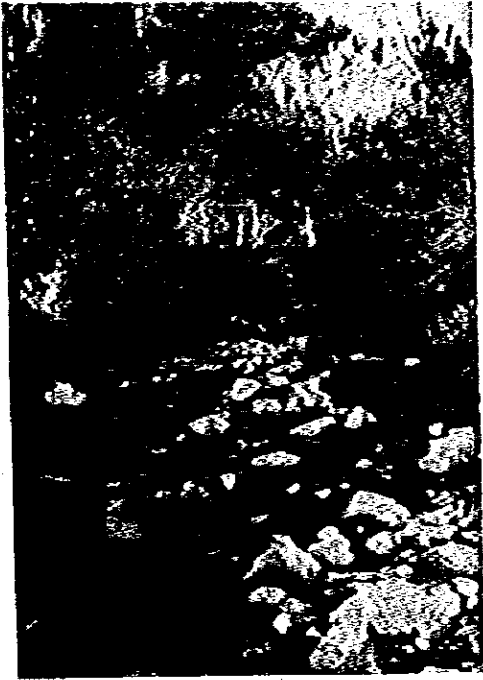


実 施 協 議



シンブソン川中流域

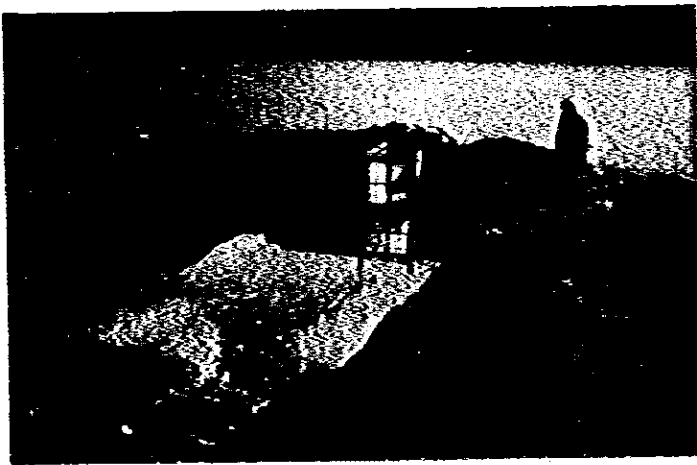




バハローネス川



コジヤイケふ化場



エンセナダ バハ  
湾とふ化池





# 目 次

I	プロジェクトの経緯	1
II	チームの編成	5
III	チリ側関係者及び面会者	6
IV	日程概要	8
V	実施協議	12
	1. 討議議事録(英文)	12
	2. 同上(和文仮訳)	26
	3. 実施協議の経緯	34
VI	事業実施計画	43

## 附 属 資 料

技術協力に関する日本国政府とチリ共和国政府との間の協定



## I. プロジェクトの経緯

### 1. サケ・マス移殖事業の経緯

1960年代の後半から、日本の北洋漁業、とくにその中心であるサケ・マス漁業は、ソ連、アメリカ、カナダの提起する操業規制の強化により、その前途は次第に厳しいものとなりつつあった。

こうした情勢を踏えて、大日本水産会は、新天地を求め、国際漁業振興対策事業の一環として、農林省の補助を受けてチリにおけるサケ・マス増殖事業の開発の可能性を調査することとした。調査は1969年12月に約1か月間にわたり4名の調査員により、チリ南部アイゼン州及びマガジャネス州の主要河川、湖沼について行われ、更に1971年2月約20日間にわたり3名の調査員が派遣され前記調査地域について補充調査が実施された。

この結果、同地域へのサケ・マスの移殖は可能であろうと判断され、その実験を実施する河川としては、アイゼン州最大の水系であるシンブソン川が、北海道の自然条件に酷似していることから、適当であるとして選ばれた。又、移殖する魚種については、河口海域がフィヨルド地域であり、降海後の生活に与える影響が未知であるとし、当面は河川生活期の長いマス類とくにサクラマスにより移殖実験を行うことが適当であることが指摘された。

上記報告を受けて、日本側もチリ側もサケ・マス増殖事業に取り組むことには異論はなかったが、何しろ北半球の魚を地球の反対側の南半球に移殖するという、きわめて実験的、研究的な事業であり、経費的、技術的にも民間ベースで実施することは困難な状況にあったし、一方チリ政府としても技術面はもちろん、財政的にもこの事業を自力で実施して行く余裕がない等のため日本への協力期待は非常に強いものがあつた。

### 2. 政府ベース技術協力の開始

上記の経緯に鑑み、日本側としては、チリ政府の要請に基づき、この事業を政府ベースの技術協力上にのせることとし、海外技術協力事業団（現国際協力事業団）は、1972年3月2名の専門家を20日間チリに派遣し、全体計画等についてチリ政府と協議した結果、

1972年度から個別専門家派遣ベースによる技術指導のための専門家派遣と種卵の供与を行うこととなった。

事業団は、1972年7月に技術協力専門家としてまず北海道さけ・ますふ化場の長沢技官について同年10月に淡水区水産研究所の白石博士をチリに派遣し、また同年11月には北海道さけ・ますふ化場より無償供与を受けたサクラマス種卵15万粒を空送し、いよいよサケ・マス移殖事業が開始された。

しかしながら、サクラマスが放流されたのはこの時だけで翌年からは、移殖対象魚種はソ

ロサケに切換えられた。それは、日本におけるシロサケ事業が非常に成功しており、産業開発に結びつけて速効を期待するには、サクラマスよりシロサケが適当とする意見があり、又チリ側カウンターパートが日本のふ化事業を視察の際のシロサケ増殖事業の盛況に刺激された結果であった。

事業団としては、関係機関とも協議の結果小規模の実験より、産業開発の規模に拡大して実施できればより効果的であり、卵の供給も量的にはシロザケの方が容易であること、そして何よりもチリ政府の強い要請があったため、第2回目からはシロザケを移殖するというこ

とで取組むこととした。かくして、1973年度からシロザケの移殖事業が本格的に展開されることとなり、現在に至るまで、延8名の技術協力専門家の派遣、シロザケ種卵約1,395万粒の供与、ふ化設備を中心とする諸資機材の供与、日本での技術研修を目的とする延8名のチリ人カウンターパートの受入れ等が実施された。

種卵のふ化は、コジョイケを基地として行われたが、1976年迄はチリ側負担になるふ化施設が完成せず、従って仮施設でふ化管理を行ったので、ほとんどがふ出稚魚の請のうが吸収されるとすぐに放流された。しかし、その後はふ化施設も整い、放流についても下流域に輸送して放流するとか、餌付飼育してから放流する等の工夫、努力が続けられた。

1977年3月から6月にかけて、日・チリ両国関係者は1974年5月の第1回目放流群が3年を経過し親魚となって母川に回帰することを不安と期待の交錯する中で待った。しかしながら回帰は確認できなかつた。その翌年も又、その翌年も同様な結果に終った。

### 3. プロジェクト事前調査団の派遣

1972年、長沢専門家の派遣によりはじめられたサケの増殖事業に関する協力は、1978年で7年目となった。その間、日本人専門家の努力により、河川調査、ふ化場の建設、ふ化放流技術の移転等、協力は効果をあげ、又日本でのチリ人カウンターパートの技術研修により、技術者の養成も行い、徐々に体制は整えられてきた。

しかし一方7年の年月を経た今日に至るも、先述の通り期待されたサケ親魚の回帰は、未だ見られない状況にあり、一部にはこの事業を一時中断してはとの意見も出された。

これに対して、現状では成功、不成功を云々するにはあまり未知な要素が多く、むしろより多くの知見を得るために継続するばかりでなく、事業の規模を拡大することが必要だとの意見も多くあった。

このような状況の中で、チリ政府よりこの事業を継続してほしいとの強い要望とともに、さらに沿岸海域及び内水面における増養殖についても日本政府の協力を得たいとの要請が出された。

一方、日本側としても、従来の両国の友好協力関係の維持発展からも、又サケ移殖事業の成功という問題の持つ意味の重要性からみても、ここで中止・中断は好ましいことではないとの判断から、チリ側の要望を受入れて継続して協力することとした。

ただ、チリ側の要望を満たすため、かつ事業を効果的に推進して行くためには従来の個別専門家派遣の方式では必ずしも対応が十分ではないことから、ここに協力規模をより一層拡大し、かつ組織的なものに上げたプロジェクト協力の方式をとる方向が固まり、同方式による協力の可能性をさぐるため、1978年11月、国際協力事業団は北海道さけ・ますふ化場西野場長を団長とする「チリ水産養殖プロジェクト事前調査団」をチリへ派遣した。

同調査団は3週間に亘ってチリにおけるサケ・マス及び沿岸魚介藻類に関して現地調査を実施し、かつチリ政府関係機関とこれらの問題に関して種々討議を行い、帰国後今後の協力のあり方につき、関係機関に対し、主として次の通り勧告した。

### ① 放 流 稚 魚

親魚回帰の確率を高めるためには、まず種まき（ふ化放流）を確実にすることが必要である。

すなわち、日本の例からみて稚魚を少くとも1.5♀、できれば2～3♀位にまで飼育し、とくに角海域にサケ稚魚を送り出すことが重要である。ただ実際の飼育、放流に当っては、卵の送付の時期と放流適期との関連で、飼育期間、放流のやり方に自ずから相異がある筈で、この点については、細部にわたってさらに検討の必要があろう。

### ② 放 流 時 期

今のところ、南、北半球の季節のずれについては、非常に重視する意見と、それほど決定的なものではないとする考えがある。いずれが正しいともいい切れないが、サケ属が淡水生活から降海する時に一次変性（スモルト化）を起すこと、それは日照時間に対応していることなどの性質からみると、産卵—降海—アダルト化の道順は、秋～春の時期が最も適しているのではないかと考えられる。従って万全を期す上では春季放流の努力をなすべきであろう。

今後の種卵の送付は毎年2月頃とし、南半球の春（9～10月）まで飼育飼育を行い、放流することが望ましい。このことは、大型化、健苗化にも通ずることでもある。

### ③ 放 流 場 所

サケ種卵のふ化及び稚魚の育成を大量に行えるところとしては、現在のところコジョイケふ化場を除いて他にはない。しかも、サケの回帰の習性が、サケに銘記されるのは飼育水域の水に要因があるということを考えると、ここでふ化され、ある期間飼育されたサケ稚魚は、ツンプソン川に放流されることが最も望ましいともいえる。ただ、同ふ化場は河口から約80kmの上流にあり、害敵のマス類も多数生息しており、放流稚魚の

減耗も著しいと思われる。当然にできるだけ下流まで輸送して放流することが望ましいが、輸送能力の制約があるから、上流での放流も考えなければならない。この場合、害敵の駆除や放流適期の選択等減耗防止をはかるほか、食害の実態や放流後の降海、摂餌、成長等についての調査も実施する必要がある。このことは今後の放流方法の改善のための基礎となり、又将来の大規模な放流事業の展開にも重要な情報を提供することになる。

また稚魚の長距離輸送が可能な場合は、河口付近で一定期間飼育、馴致の後放流することも当然考えられなければならないであろう。

#### ④ 回帰の確認及び採捕

漁業者が少ないチリにとっては回帰してくる親魚を確認することや採捕することは、極めて難しい問題である。従来も採捕の努力は行なわれてきたが、期間においても、区域においても、十分であったとは言い難い。河川の条件が悪く、調査体制が貧弱であるため止むを得ないとも言えるが、この親魚の回帰の確認が、本事業のきめ手であり成功への第1歩であることを思えば、確認、採捕をおろそかにできない。

なお、北半球の季節のずれから、原産地の日本の季節に合わせて回帰しないとも限らないので親魚回帰のチェックは、相当に長い期間実施する覚悟が必要であろう。

#### ⑤ 諸調査の実務

放流魚は果して海に下ったか。下ったとすればどの位の確率だろうか。河川内でどの位成長したのか。何日位かかっただろうか。……

これらのことについては、ほんの断片的な情報しかない。河川内で既存のマス類に食べられたのではないだろうかとも言われているが、食害の実態も今一つ明らかでない。更には、フィヨルドはサケ稚魚の生息に適しているだろうか。害魚はどうか、外洋に出たサケが主として生活するであろうフンボルト海流の動向はどうかといったサケの増殖事業が成立するための環境条件についてもほとんど知見がない。これらはサケのふ化放流事業の成否の判断や今後の改善策を考える上で極めて重要なことであり、今後の諸調査体制の強化に大いに努力すべきであろう。

#### 4. プロジェクト実施協議チームの派遣

上記の動告に基づき、事業団は、本プロジェクトに関する協力計画を策定し、先方関係機関との間で討議々事録(R/D)を作成署名するため昭和54年9月18日から3週間に亘り事業団有松理事を団長とする実施協議チームをチリに派遣した。

## Ⅱ チームの編成

団 長(総 括)	有 松 見	国際協力事業団理事
団 員(水産増養殖)	西 野 一 彦	水産庁北海道さけますふ化場長
” (協力企画)	森 安 良	水産庁海洋漁業部国際課々長橋佐
” (業務調整)	石 井 和 男	国際協力事業団水産業技術協力室々長代理

### III チリ側関係者及び面会者

Roberto Kelly Vasquez

Ministro de Economía Fomento y Reconstrucción

Jose Radic Prado

Subsecretario de Pesca, Ministerio de Economía Fomento y Reconstrucción

Ivan Petrówitsch

Director Nacional, Servicio Nacional de Pesca (SERNAP)

Carlos Conley

Subdirector, SERNAP

Mario Branch

Jefe, Departamento de Propagación, SERNAP

Pablo Aguilera

Director Regional de Pesca, SERNAP, XI Región

Pablo Marten

Encargado de Aguas Continentales, SERNAP

Jimena Robles

Asesora-Abogado, SERNAP

Samuel Rojas Perez

Intendente Regional, XI Región Aysen

Juan Infante Barros

Secretario Regional Ministerial de Justicia

Jose Yuraszeck Troncoso

Secretario Regional de Planificación y Coordinación

Humberto Rioseco Adasme

Secretario Regional Ministerial de Economía

Gustavo Araya García

Encargado del Establecimiento Piscicultura Dr. Shiraishi

Hector Novoa Salinas

Miembro, Establecimiento Piscicultura Dr. Shiraishi

Huaberto Puchi Acoña

Encargado de Oficina SERNAP en Puerto Aysen

Horacio Balcells Urrutia

Gobernador Marítimo de Puerto Aysen

Jorge Salinas del Piano

Ayudante Gobernación de Puerto Aysen



**Hugo Medina Leiva**

**Gobernador Subrogante, Puerto Aysen**

**Hector Feliu Scotti**

**Director Regional de Pesca**

**Intendente Regional, III Region Coquimbo**

**Alfredo Cea Egaña**

**Director, Centro de Investigaciones Submarinas (CIS),  
Universidad del Norte, Coquimbo**

**Juan Carlos Valle**

**Subdirector, CIS**

**Louis H. Di Salvo**

**Jefe, Depto. de Maricultura**

**Andrés Concha**

**Director General de Asuntos Económicos**

**Ministerio de Relaciones Exteriores (MRE)**

**Berlinger**

**Dirección de Asuntos Económicos Multilaterales, MRE**

#### N. 日程概要

月日	曜	行程	携 要
9月18日	火	東京 $\xrightarrow{18:20 \text{ PA-800}}$ ニューヨーク $\xrightarrow{18:45}$	(西野, 森, 石井各団員のみ)
19日	水	ニューヨーク $\xrightarrow{22:15 \text{ BN-979}}$ サンチャゴ $\xrightarrow{09:15}$	漁業局次長他出迎え 日程打合せ
20日	木		10:00 大使及び公使表敬 11:30 漁業局にて事務レベル協議 (日本側R/D案説明) 出席者 日本側: 調査団, 木下書記官, 長沢専門家, 山田調査員 チリ側: 漁業局長, 次長, 増殖部長, アイセン支局長, 内水面部担当官, 法律顧問 14:00 チリ側招待による昼食会 16:00 団員間打合せ
21日	金		10:00 漁業局にて事務レベルR/D案協議 16:00 団員間打合せ
22日	土	東京 $\xrightarrow{18:45 \text{ PA-800}}$ ニューヨーク $\xrightarrow{18:20}$	10:00 パルパライソ港視察
23日	日	ニューヨーク $\xrightarrow{22:15 \text{ BN-979}}$ サンチャゴ $\xrightarrow{13:00}$	有松団長到着 (漁業局長夫妻他出迎え) 19:00 事務レベル協議内容を団長報告及び 団内打合せ
24日	月		10:00 団長大使館表敬 (大使, 公使) 11:00 漁業次官表敬及びR/D案協議 13:00 漁業局長主催昼食会 16:00 外務省経済協力局長表敬

月 日	曜	行 程	摘 要
25日	火		19:00 団内打合せ
			10:00 R/D案協議(於:漁業次官室) 出席者 日本側:調査団,木下書記官, 長沢専門家,山田調査員 チリ側:漁業次官,漁業局長, 次長,増殖部長,フィ セン支局長,内水面部 担当官
			11:00 経済省大臣表敬
			11:30 R/D案協議継続 (13:00 昼食のため協議中断)
			16:00 R/D案協議継続 20:00 団内打合せ
26日	水		10:00 R/D案協議(於:漁業次官室) 出席者:25日と同メンバー
			13:00 団主催昼食会
			16:00 団内打合せ 19:00 大使公邸招待(大使離任パーティ)
			21:00 団内打合せ R/D案協議につき日本側に中間報 告打電
27日	木		06:00 魚卸売市場及び中央市場視察
			10:00 技術面の検討 (団長のみバルパライソ港視察)
			15:00 R/D案協議(事務レベルで表理上 の問題につき協議)
			20:00 団主催夕食会(大使館担当官招待)

月 日	曜	行 程	摘 要
28日	金	サンチャゴ $\xrightarrow[UC-051]{15:00 \ 17:00}$ コジャイケ	10:00 故白石専門家墓参 (漁業次官他同行)
29日	土	コジャイケ $\longleftrightarrow$ プエルトアイセン	09:00 アイセン州知事表敬 10:00 プロジェクトサイト(エンセナダ バハ)現地調査 14:00 プエルト・アイセン市長主催昼食 会 16:00 プロジェクトサイト(シンブソン 川観湖所)現地調査 21:00 漁業次官主催夕食会
30日	日	コジャイケ $\xrightarrow[UC-050]{16:00 \ 18:00}$ サンチャゴ	07:00 コジャイケふ化場視察 10:00 R/D案協議(プロジェクトサイト 決定) 12:00 コジャイケ市内視察 13:00 団主催昼食会 20:00 団内打合せ
10月1日	月		10:00 技術面の検討 16:00 R/D案協議 20:00 団主催夕食会
2日	火		10:00 R/D案協議 技術面の検討 16:00 R/D署名 18:00 大使館報告 日本館へ打電(プロジェクトサイ トの決定, R/D署名終了した旨) 20:00 漁業次官主催夕食会

月 日	曜	行 程	摘 要
3日	水	サンチャゴ → コキンボ (漁業次官, 漁業局長同行)  コキンボ → トンゴイ	10:00 コキンボ州知事表敬 11:00 ノルテ大学海洋研究所との打合せ 13:00 上記研究所主催昼食会 15:00 上記研究所との打合せ継続 17:00 コロソ社街話, 魚粉工場視察
4日	木	トンゴイ → サンチャゴ サンチャゴ 20:30 - 22:55 → リマ BN-978	団長のみ離チ
5日	金		資料整理
6日	土	( 団 長 )                      ( 団 員 ) リマ 23:59                      サンチャゴ 21:00 BN-920                          CP-521	
7日	日	ロス・アンゼルス 06:44                      パナマ 12:30	
8日	月	ロス・アンゼルス 13:00                      パナマ 14:00 JL-061    CP-401 東京 16:05                                      東京 15:40	

V. 実 施 協 議

1. 討 議 議 事 録 ( 英 文 )

THE RECORD OF DISCUSSIONS BETWEEN THE  
JAPANESE IMPLEMENTATION SURVEY TEAM  
AND THE AUTHORITIES CONCERNED OF THE  
GOVERNMENT OF THE REPUBLIC OF CHILE  
ON THE JAPANESE TECHNICAL COOPERATION  
FOR THE AQUACULTURE PROJECT.

SANTIAGO DE CHILE

October 2, 1979

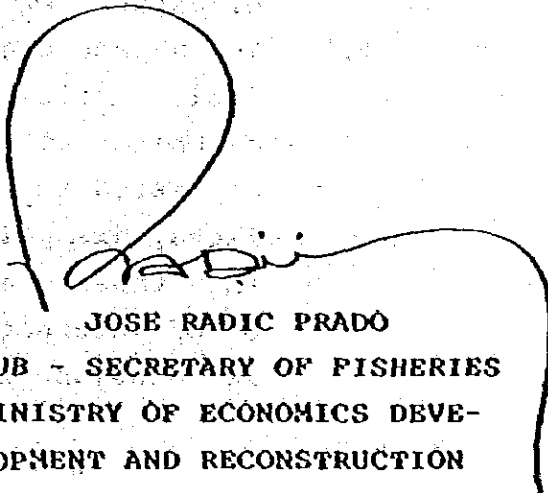
THE RECORD OF DISCUSSIONS BETWEEN THE  
JAPANESE IMPLEMENTATION SURVEY TEAM  
AND THE AUTHORITIES CONCERNED OF THE  
GOVERNMENT OF THE REPUBLIC OF CHILE  
ON THE JAPANESE TECHNICAL COOPERATION  
FOR THE AQUACULTURE PROJECT

The Japanese Implementation Survey Team (hereinafter referred to as " the Team " ) organized by the Japan International Cooperation Agency ( hereinafter referred to as " JICA " ) and headed by Mr. Akira Arimatsu, Executive Director of JICA, visited the Republic of Chile from September, 19 to October, 6, 1979 for the purpose of working out the details of the technical cooperation program concerning the Aquaculture Project in the Republic of Chile.

During its stay in the Republic of Chile, the Team exchanged views and had a series of discussions with the Chilean authorities concerned in respect of the desirable measures to be taken by both Governments for the successful implementation of the above-mentioned Project.

As a result of the discussions, the Team and the Chilean authorities concerned agreed to recommend to their respective Governments the matters referred to in the document attached hereto, based on " ACUERDO SOBRE COOPERACION TECNICA ENTRE EL GOBIERNO DEL JAPON Y EL GOBIERNO DE LA REPUBLICA DE CHILE ( Agreement on Technical Cooperation between the Government of Japan and the Government of the Republic of Chile ) " .

AKIRA ARIMATSU  
HEAD OF THE JAPANESE  
IMPLEMENTATION SURVEY TEAM

  
JOSE RADIC PRADO  
SUB - SECRETARY OF FISHERIES  
MINISTRY OF ECONOMICS DEVELOPMENT AND RECONSTRUCTION

SANTIAGO, October 2, 1979

## THE ATTACHED DOCUMENT

### I. COOPERATION BETWEEN BOTH GOVERNMENTS

1. The Government of Japan and the Government of the Republic of Chile will cooperate with each other in implementing the Aquaculture Project ( hereinafter referred to as " the Project ") putting emphasis on Chum Salmon (Oncorhynchus Keta ) Introduction Plan for the purpose of supporting the Fisheries Resources Development Program of the Republic of Chile.
2. The Project will be implemented in accordance with the Master Plan which is given in Annex I.

### II. DISPATCH OF JAPANESE EXPERTS

1. In accordance with the laws and regulations in force in Japan, the Government of Japan will take necessary measures through JICA to provide at its own expense. services of the Japanese experts as listed in Annex II through the normal procedures under the Technical Cooperation Scheme of Japan.
2. The Japanese experts referred to in 1 above and their families will be granted in the Republic of Chile the privileges, exemptions and benefits as listed in Annex III and will be granted privileges, exemptions and benefits no less favourable than those granted to experts of third countries or of international organizations performing similar missions in the Republic of Chile. *S. J. J.*



### III. PROVISION OF MACHINERY AND EQUIPMENT.

1. In accordance with the laws and regulations in force in Japan, the Government of Japan will take necessary measures through JICA to provide at its own expense such eyed eggs of salmon, machinery, equipment and other materials necessary for the implementation of the Project as listed in Annex IV, through the normal procedures under the Technical Cooperation Scheme of Japan.
2. The articles referred to in 1 above will become the property of the Government of the Republic of Chile upon being delivered c.i.f. at ports or airports of disembarkation to the Chilean authorities concerned and will be utilized exclusively for the implementation of the Project in consultation with the Japanese experts referred to in Annex II.
3. All machinery and equipment so far provided through JICA to Salmon Introduction Plan may be used for the implementation of the Project.

### IV. TRAINING OF CHILEAN PERSONNEL IN JAPAN.

1. In accordance with the laws and regulations in force in Japan, the Government of Japan will take necessary measures through JICA to receive at its own expense the Chilean personnel connected with the Project for technical training in Japan through the normal procedures under the Technical Cooperation Scheme of Japan.

*[Handwritten signature]* A. A.

2. The Government of the Republic of Chile will take necessary measures to ensure that the knowledge and experience acquired by the Chilean personnel from technical training in Japan will be utilized effectively for the implementation of the Project.

V. MEASURES TO BE TAKEN BY THE GOVERNMENT OF THE REPUBLIC OF CHILE

1. In accordance with the laws and regulations in force in the Republic of Chile, the Government of the Republic of Chile will take necessary measures to provide at its own expense :
  - (1) Services of the Chilean counterpart personnel and administrative personnel as listed in Annex V ;
  - (2) Land, buildings and facilities as listed in Annex VI;
  - (3) Supply or replacement of machinery, equipment, instrument, vehicles, boats, tools, spare parts and any other materials necessary for the implementation of the Project other than those provided through JICA under III above ;
  - (4) Transportation facilities and travel allowance for the Japanese experts for the official travel within the Republic of Chile;
  - (5) Suitably furnished accommodations for the Japanese experts in accordance with Art. V-2 of the Agreement on Technical Cooperation between the Government of Japan and the Government of the Republic of Chile.

2. In accordance with the laws and regulations in force in the Republic of Chile, the Government of the Republic of Chile will take necessary measures to meet :

- (1) Expenses necessary for the transportation within the Republic of Chile of the articles referred to in III-1 above as well as for the installation, operation and maintenance thereof ;
- (2) Customs duties, internal taxes and any other charges, imposed in the Republic of Chile on the articles referred to in III above ;
- (3) All running expenses necessary for the implementation of the Project.

#### VI. ADMINISTRATION OF THE PROJECT

1. The Director of National Fisheries Service, Ministry of Economics Development and Reconstruction will be responsible for the administration and implementation of the Project and the Japanese experts will provide necessary technical guidance and advice for the implementation of the Project.
2. In order to execute smooth operation of the Project, a Joint-Committee will be established. The Joint-Committee will meet regularly and its main task will be to formulate the annual operational work plan of the Project and to deal with specific problems.  
The composition of the Joint-Committee is specified in Annex VII.

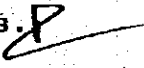
VII. CLAIMS AGAINST JAPANESE EXPERTS.

The Government of the Republic of Chile undertakes to bear claims, if any arise, against the Japanese experts engaged in the Project resulting from, occurring in the course of, or otherwise connected with the discharge of their official functions in the Republic of Chile, except for those arising from the willful misconduct or gross negligence of the Japanese experts.

VIII. MUTUAL CONSULTATION

The two Governments will consult with each other in respect of any major issues that may arise from or in connection with this Attached Document.

IX. TERM OF COOPERATION

The duration of the technical cooperation for the Project under this Attached Document will be five (5) years from the date of signature of the Record of Discussions. 

A. L.

The Project consists of the following activities

1. Hatching and liberation of Chum Salmon
  - (1) Hatching at Coyhaique Hatchery Station, Dr. Yoshikazu Shiraishi
  - (2) Feeding and rearing until a time suitable for liberation at Coyhaique Hatchery Station, Dr. Yoshikazu Shiraishi
  - (3) Hatching, feeding, rearing and acclimating the fry until a time suitable for liberation at a rearing station, which will be established at Ensenada Baja area
  - (4) Pen-rearing at Ensenada Baja area
  - (5) Liberation including marking release
2. Research and Survey
  - (1) Trace survey of liberated fry on seaward migration and staying situation, predation by natural enemies, feeding habit, growth, etc.
  - (2) Establishment of the survey methods and survey on homing confirmation of adult salmon
  - (3) Environmental research on water temperature, currents, water quality, etc. and biological research on distribution of fishes, food organisms, etc.
3. Hatching and liberation of Pink Salmon at necessity
4. Other activities necessary for the implementation of the Project

Notes : In case that the homing of adult salmon is confirmed, the following activities will be added.

- (1) Reproduction by egg-stripping from adult salmon
- (2) Preparation of development plan of the new resources

A. I.

<u>Category</u>	<u>Field</u>
1. Team Leader	
2. Experts	a. Fish Culture b. Environmental Survey c. Homing Survey
3. Coordinator	

Note : Additional experts on short-term assignment in the fields mentioned in 2 above as well as in other fields may also be dispatched when necessity arises.

*E. A. A.*

**ANNEX III PRIVILEGES, EXEMPTIONS AND BENEFITS**

1. Exemptions from income tax and charges of any kind imposed on or in connection with the living allowances remitted from abroad
2. Exemptions from import and export duties and any other charge in respect of personal and household effects, including one motor vehicle per family, which may be brought into the Republic of Chile from abroad
3. Free medical services and facilities for the Japanese experts in accordance with Art. V-2 of the Agreement on Technical Cooperation between the Government of Japan and the Government of the Republic of Chile.

*[Handwritten signature]*  
A.A.

## 1. Eyed eggs

<u>Japanese Fiscal Year</u>	<u>Number of eggs</u> <u>Chum Salmon (Oncorhynchus Keta )</u>
1979	2,000,000
1980	3,000,000
1981	3,000,000
1982	3,000,000
1983	3,000,000
<b>TOTAL.....</b>	<b>14,000,000</b>

Note : Japanese fiscal year is from April to March of following year.

2. Machinery, equipment and materials necessary for hatching of eyed eggs, rearing and liberation of fry
3. Machinery, equipment and materials necessary for environmental survey of rivers, fiords and ocean
4. Fishing gear and materials necessary for catching of adult salmon
5. One survey boat at inland sea
6. Motor vehicles for field survey and transportation of fry
7. Other machinery, equipment, materials and spare parts necessary for the implementation of the Project

Note : Eyed eggs of Pink Salmon ( Oncorhynchus Gorbuscha ) may also be provided when necessity arises. *P.A.A.*



**ANNEX V LIST OF CHILEAN STAFF**

1. **Project Director**
2. **Experts**
  - a. **Fish Culture**
  - b. **Environmental Survey**
  - c. **Homing Survey**
3. **Technicians**
  - a. **One Technician for each expert mentioned in 2 above**
  - b. **Other necessary technicians including boat operators**
4. **Administrative personnel and workers**
  - a. **Secretaries and typists**
  - b. **Workers including watchmen and car drivers**

A.A.

1. Coyhaique Hatchery Station, Dr. Yoshikazu Shiraishi
  - (1) Hatching room and eyed egg inspection room
  - (2) Rearing ponds
  - (3) Office and meeting room
  - (4) Laboratory
  - (5) Housing accommodation
  - (6) Workshop
  - (7) Store house for machinery, equipment and materials
  - (8) Garage
  
2. Ensenada Baja Rearing Substation *D. A. A.*
  - (1) Hatching accommodation
  - (2) Rearing ponds
  - (3) A suitable sea area for rearing
  - (4) Administrative facilities
  - (5) Housing accommodation
  - (6) Store house for machinery, equipment and materials
  - (7) Garage
  
3. Simpson Survey Substation
  - (1) Administrative facilities
  - (2) Housing accommodation
  - (3) Store house for machinery, equipment and materials
  - (4) Garage
  
4. Base and store house for survey boat
  
5. Other necessary land, buildings and facilities for the implementation of the Project *D. A. A.*

ANNEX VII

COMPOSITION OF THE JOINT - COMMITTEE

1. Chairman Sub-Secretary of Fisheries  
Ministry of Economics Development  
and Reconstruction

2. Members

(1) Chilean side :

- a. Director of National Fisheries Service
- b. Chief of Propagation, National Fisheries Service
- c. Chief of Aysén District, National Fisheries Service
- d. Personnel designated by the Director of National Fisheries Service

(2) Japanese side :

- a. Team Leader
- b. Experts designated by Team Leader
- c. Coordinator
- d. Representative of JICA

Note : An official of the Embassy of Japan may attend the meeting of the Joint - Committee as an observer.

*E.A.A.*

## 2. 討議議事録(和文英訳)

日本国実務協議チームとチリ共和国漁業関係当局との  
間のチリ水産養殖プロジェクトに係る日本国の技術協  
力に関する討議議事録

国際協力事業団(以下“事業団”という)により編成された有松見氏を団長とする日本国実務協議チーム(以下“チーム”という)はチリ共和国における水産養殖プロジェクトに係る技術協力計画の詳細を策定するため1979年9月19日から10月6日までチリ共和国を訪問した。チームはチリ共和国に滞在中、上記プロジェクトの円滑な実施のために両国政府がとるべき望ましい措置に関してチリ共和国関係当局と意見交換及び一連の討議を行なった。討議の結果チームとチリ共和国関係当局はそれぞれの政府に対してここに添付した技術協力に関する日本国政府とチリ共和国政府との間の協定に立脚した付属文書に記載される事項について勧告することに同意した。

サンチャゴにて 1979年10月2日

有 松 見  
日本国実務協議チーム団長

ホセ ラディッチ、ブラド  
経済開発・復興省漁業次官

## 付 属 文 書

### I. 日本国とチリ共和国との協力

1. 日本国政府とチリ共和国政府はチリ共和国における水産資源開発計画に寄与することを目的としツロツケ（オンコリンカス・ケタ）移殖計画を主とする水産養殖プロジェクト（以下「プロジェクト」という）の実施のため相互に協力する。
2. プロジェクトは付表Iに掲げるマスタープランに基づき実施される。

### II. 日本人専門家の派遣

1. 日本国政府は日本国の現行法令に従い、日本国の技術協力計画に基づく適切なる手続によって、付表IIに掲げる日本人専門家の役務を自己の負担において提供するため、JICAを通じ必要な措置をとる。
2. 上記1.にいう日本人専門家及びその家族はチリ共和国において、付表IIIに掲げる特権・免除及び便宜を与えられるものとし、それらは同様の役務を遂行している第3国または国際機関の専門家と与えられている特権・免除及び便宜を下廻らない。

### III. 機材及び種卵の供与

1. 日本国政府は日本国の現行法令に従い、日本国の技術協力計画に基づく通常の手続によって、プロジェクトの実施に必要な付表IVに掲げるサケ属の発眼卵及び資機材を自己の負担において供与するためJICAを通じ必要な措置をとる。
2. 上記1.にいう物品は陸揚の港あるいは空港にてチリ共和国税当局へCIF建てにて引渡される時、チリ共和国政府の財産となる。  
そして、それらの物品は付表IIに掲げる日本人専門家との協議をもってプロジェクトの実施のためだけに使用される。
3. サケマス移殖計画にこれまでJICAを通じて供与されたすべての資機材はプロジェクトの実施のために使用される。

### IV. 日本国におけるチリ人職員の研修

1. 日本国政府は日本国の現行法令に従い、日本国の技術協力計画に基づく通常の手続によって、プロジェクトに関係するチリ人職員を日本国における技術研修のために自己の負担において受入れるためにJICAを通じ必要な措置をとる。
2. チリ共和国政府はチリ人職員が日本国における技術研修によって得た知識及び経験がプロジェクトの実施のために効果的に利用されることを確保するために必要な措置をとる。

## V. チリ共和国政府のとるべき措置

1. チリ共和国政府はチリ共和国の現行法令に従い次のものを自己の負担において提供するために必要な措置をとる。
  - (1) 付表Vに掲げるチリ人専門家及び職員の役務
  - (2) 付表VIに掲げる土地、建物及び施設
  - (3) 上記IIIに基づきJICAを通じて供与されるもの以外で、プロジェクト実施に必要な機械、資材、器具、車輛、ボート、工具、予備部品及びその他必要なものの調達または補充。
  - (4) 日本人専門家のチリ共和国内における公用のための交通便宜及び旅費
  - (5) 日本国政府とチリ共和国政府との間に技術協力に関する協定、第5条2項に従い日本人専門家のための相応な家具付住宅
2. チリ共和国政府はチリ共和国の現行法令に従い、次のものを負担するため適当な措置をとる。
  - (1) 上記III-1にいう物品のチリ共和国内における輸送、梱付、操作及び保守に必要な経費
  - (2) 上記IIIにいう物品に対してチリ共和国において課せられる関税、内国税及びその他の課徴金
  - (3) プロジェクトの実施に必要なすべての運営費

## VI. プロジェクトの運営

1. 国家漁業局長はプロジェクトの運営及び実施について責任を負い、日本人専門家はプロジェクトの実施に必要な技術的指導及び助言を行う。
2. プロジェクトを円滑に運営するために合同委員会が設置される。委員会は定期的に会合し、またその主要任務はプロジェクトの年間作業計画を作成すること及び特定の問題を取り扱うこととする。  
合同委員会の構成は付表VIIに定める。

## VII. 日本人専門家に対する請求

チリ共和国政府はプロジェクトに従事する日本人専門家のチリ共和国における職務の遂行に起因し、その遂行中に発生し、またはその遂行に関連する日本人専門家に対する請求が生じた場合その請求に対する責任を負う。ただし日本人専門家の故意または重大な過失から生ずる責任についてはこの限りではない。

#### Ⅷ. 相互協議

両国政府はこの付属文書から生じる、又は関連して生じるいかなる重要事項についても相互に協議する。

#### Ⅷ. 協力期間

この付属文書に基づくプロジェクトに対する協力の期間は署名の日から5年間とする。

付表Ⅰ マスタープラン

プロジェクトは次の活動によりなる。

1. シロザケのふ化放流

- (1) コシャイケふ化場にてふ化を行う。
- (2) コシャイケふ化場にて放流適期まで餌付飼育を行う。
- (3) エンセナダ・ハバ地域に設置される飼育場にて放流適期までふ化、餌付、飼育、馴致を行う。
- (4) エンセナダ・ハバ地域にて海中飼育する。
- (5) 標識放流を含む放流を行う。

2. 研究及び調査

- (1) 降海状況、滞留状況、食害減耗、食性、成長等に関する放流稚魚追跡調査
- (2) 調査方法の確立及び親魚の回帰調査
- (3) 水温、海潮流、水質等に関する環境調査及び魚類、餌料生物等の分布に関する生物調査

3. 必要に応じカラフトマスのふ化及び放流

4. プロジェクト実施のために必要なその他の活動

注：親魚回帰が確認された場合には、次の活動が追加される。

- (1) 親魚からの採卵による再生産
- (2) 新資源の開発計画の準備

付表Ⅱ 日本人専門家

部 門	分 野
1. チームリーダー	
2. 専 門 家	(1) 増 養 殖 (2) 環 境 調 査 (3) 回 帰 調 査
3. 業 務 調 整 員	

注：必要な場合は上記2に記載の分野及びその他の分野について短期専門家を追加派遣する。



付表Ⅲ 特権及び便宜

1. 海外から送金される報酬に対して、またはそれに関連して課せられる所得税及びその他の課徴金の免除
2. 一家族当り一台の自動車を含む海外からチリ共和国に持込まれる個人的必需品及び家財道具に関連する輸出入税及びその他の課徴金の免除
3. 日本国政府とチリ共和国政府との間の技術協力に関する協定第5条2項に従い日本人専門家に対する無料医療サービス及び便宜

1. 発 限 卵

日本の会計年度	卵 数 ツロザケ(オンコリンカス・ケタ)
1979	2,000,000
1980	3,000,000
1981	3,000,000
1982	3,000,000
1983	3,000,000
合 計	14,000,000

注：日本の会計年度は4月から翌年の3月までである。

2. 発限卵のふ化、稚魚の飼育及び放流に必要な資機材
3. 河川、フィヨルド及び海洋の環境調査に必要な資機材
4. 親魚捕獲に必要な漁具及び資材
5. 内海調査用舟艇
6. 野外調査及び稚魚輸送のための車輛
7. その他プロジェクト実施に必要な資機材及び部品

注：必要に応じてカラフトマス(オンコリンカス・ゴルプスチャ)の発限卵も供与される。

付表V チリ人職員の表

1. プロジェクト・ディレクター
2. カウンターパート
  - (1) 増 養 殖
  - (2) 環 境 調 査
  - (3) 回 帰 調 査
3. 技 術 者
  - (1) 上記2.に記載のそれぞれのカウンターパートに対する技術者1名
  - (2) 舟艇乗組員を含むその他必要な技術者
4. 事務職員及び労務者
  - (1) 秘書及びタイピスト
  - (2) 守衛及び運転手を含む労務者

付表VI 土地、建物及び施設

1. コジャイケム化場、ドクター・ヨシカズ・シライシ
  - (1) ふ化室及び検卵室
  - (2) 飼 育 池
  - (3) 事務室及び会議室
  - (4) 研 究 室
  - (5) 住 居
  - (6) 作 業 棟
  - (7) 資機材用倉庫
  - (8) 車 庫
2. エンセナダ・パハ飼育支場
  - (1) ふ化施設
  - (2) 飼 育 池
  - (3) 飼育のための海面
  - (4) 管理施設
  - (5) 住 居
  - (6) 資機材用倉庫
  - (7) 車 庫
3. シンプソン調査支場
  - (1) 管理施設
  - (2) 住 居

- (3) 資機材用倉庫
- (4) 車庫
- 4. 調査船用基地及び倉庫
- 5. プロジェクトの実施に必要なその他の土地、建物及び施設

付表Ⅵ 合同委員会の構成

1. 委員長

経済開発復興省 漁業次官

2. 委員

(1) チリ側

- a. 漁業局長
- b. 漁業局増殖部長
- c. アイゼン州漁業支局長
- d. 漁業局長の指名する者

(2) 日本側

- a. チーム・リーダー
- b. チーム・リーダーの指名する専門家
- c. 業務調整員
- d. JICA代表者

注：日本大使館々員は傍聴者として合同委員会の会議に出席することができる。

### 3. 実施協議の経緯

#### 1. 協議日程

##### (9月20日) 漁業局(SERNAP)との第1回予備協議

漁業局長を表敬時、R/D日本案を説明した。

出席者：漁業局イワン・ペトロビッチ局長

漁業局カルロス・コンレイ次長

漁業局マリオ・ブランチ増殖部長

漁業局パブロ・マルテン増殖部内水面担当官

アイセン州漁業局パブロ・アギレラ支局長

漁業局ヒメナ・ロブレス法律顧問

調査団(西野場長以下団長を除く全員)

日本大使館木下書記官

派遣専門家長沢有見, 山田諄

##### (9月21日) 漁業局との第2回予備協議

前日のR/D日本案提示に対する質疑及びチリ側意見聴取によりR/D案の一部修正を行った。

出席者：前日に同じ

##### (9月25日) 経済開発復興省ホセ・ラディッチ漁業次官とのR/D第1回正式協議

協議の結果、住宅及び医療供与問題、現地調査の結果再協議する事項を除き大筋において合意した。

出席者：経済開発復興省ホセ・ラディッチ漁業次官

漁業局イワン・ペトロビッチ局長

漁業局カルロス・コンレイ次長

漁業局マリオ・ブランチ増殖部長

漁業局パブロ・マルテン増殖部内水面担当官

アイセン州漁業局パブロ・アギレラ支局長

有松団長以下調査団全員

日本大使館木下書記官

派遣専門家長沢有見, 山田諄

##### (9月26日) ホセ・ラディッチ漁業次官とのR/D第2回正式協議

住宅及び医療供与問題を中心に協議し、チリ側意見をやむをえないものと判断し譲歩した。

出席者：前日に同じ

(9月30日) コジョイゲにおける現地調査結果に基づくR/D第3回正式協議

ANNEX I マスタープラン, ANNEX VI チリ餌提供の土地, 建物及び施設について調査結果により変更を加えた。

出席者：ホセ・ラディッチ漁業次官

漁業局カルロス・コンレイ次長

漁業局マリオ・ブランチ増殖部長

アイゼン州漁業局パブロ・アギレラ支局長

アイゼン州漁業局職員

有松団長以下調査団全員

日本大使館木下書記官

派遣専門家長沢有見, 山田諄, 根本健二

(10月2日) ホセ・ラディッチ漁業次官とのR/D最終協議, 署名

出席者：ホセ・ラディッチ漁業次官

漁業局イワン・ペトロビッチ局長

漁業局カルロス・コンレイ次長

漁業局マリオ・ブランチ増殖部長

漁業局パブロ・マルデン増殖部長

アイゼン州漁業局パブロ・アギレラ支局長

有松団長以下調査団全員

日本大使館木下書記官

派遣専門家長沢有見, 山田諄

## 2. 協議の経緯

上記日程のとおり協議を行い, R/Dは住宅及び医療供与の条項にチリ側の強い意見により技術協力基本協定の該当条項を引用した点と, 現地調査の結果, 飼育支場の設置場所を原案の河川水飼育場(サルト川)及び海中飼育場(チャカブコ湾)の2カ所からエンセナダ・パッヘ1カ所に統合し, 同一場所で両者を兼ねることとし, 代わりにツンプソン川中流域に調査支場を新たに設置し, 放流稚魚の追跡, 親魚回帰及び環境等の調査拠点としたことのほかは, ほぼ日本案どおりの内容により合意され, 10月2日有松団長とラディッチ漁業次官との間で署名が行われた。

以下, R/D協議を通じて問題となった内容, 日本案の変更点等の討議経過をR/Dの条項に従って記述する。

(1) R/Dカバー文書について

ア. SERNAPとの予備協議の当初、チリ側はR/Dの性格、取扱いについて不慣れのため署名者をSERNAP局長に変更することとの関連において、JICAの調査団と当事者であるSERNAP局長とが、随所に政府のとるべき措置を定めた内容の政府間取極めの性格が強いR/Dに署名ができるかどうか、外務省と相談の上取扱いを決めたいとして、できればR/D内容にある「政府」という言葉を「JICA」と「SERNAP」に改め、当事者同志のR/Dに変更したいとした。

イ. これに対し、調査団は、R/Dの性格、当事者同志で協議し付属文書の内容を夫々の政府に勧告するスタイルとなっている点等を説明し、署名者を一応SERNAP局長に変更する点を除き日本案をもとに協議することとしたが、最終的には、チリ側は外務省との相談の結果、署名者も日本案どおりのラディッチ漁業次官のまゝとすることに合意した。

その他の変更点としては、原案の調査団の訪チ期間を実際の期間に合わせて訂正した点と経済開発復興省の英文名称をチリ側の言い名称（“ECONOMIC”を“ECONOMICS”とした）に訂正した点である。

(2) THE ATTACHED DOCUMENT について

ア. I-1.について、チリ側は“the Fisheries Resources Development Program of the Republic of Chile”なるものは現在のところ存在せず、地域的な個別開発計画のみであり、本件プロジェクトに関するものはアイセン州の太平洋サケ開発計画があるに過ぎないとのことであったが、将来は全国的な水産開発計画も策定する予定であり、概念的には将来計画が存在するのでこの際原案の書き方で対応可能との判断から原案のまゝ合意した。

イ. IV-2.について、チリ国内法令では外国における研修等に派遣された職員は、その派遣期間と同一の期間は帰国後も当該関連場所に奉職する義務を持つが、それ以上の期間に亘って拘束することは保証できないとの意見であった。

これに対し我が方は、国内法は尊重するがプロジェクトを成果あらしめるため実施される研修の趣旨を理解の上、チリ側で必要性を認識し、できる限りR/Dの線に沿って努力するよう要請し原案のとおり合意した。

ウ. V-1-(5)について、チリ側は予備協議の当初からR/D原案は、技術協力基本協定（チリ側は「法律第676号」として法律化している）の関係条文との関連で検討するため留保していたが、ラディッチ漁業次官との正式協議においては、R/DのV-1は、(5)以外の条項は基本協定の線に沿っており問題はないとしつつも、(5)のみは、別の書き方となっており、その内容は基本協定の線を大幅に上回るものであり、このまゝでは

合意できない旨強く主張した。

これに対し我が方は、協力を実施するためには専門家及び家族の住宅の確保は必須事項であり、最低条件である。コジャイケでは住宅の確保が極めて困難と聞いており、現実問題として家が無ければ基本協定の規定（第5条2で、現地の条件及びチリ国政府の財政事情を考慮の上、住宅費用の負担に供するため専門家に対し毎月手当を支給する旨定められている）も実効が伴わない点を主張するとともに、本 R/D は全体として基本協定に基づくとカバー文書に既に明記してあるほか、R/D の記述は、V-1 の冒頭に “In accordance with the laws and regulations in force in the Republic of Chile” として、あくまでもチリ国内法令、規則（予算を含む）に従って、その範囲内で実施されるものであり、更に、R/D はその合意内容を両国政府に対して勧告する建て前となっている以上、原案で何ら支障はないはずである。また、JICA は、専門家に対する住宅手当の支給制度も有しており、必ずしもチリ側に全て負担させるといふものではない旨の説明を試みた。しかしながら、チリ側はあくまでも、基本協定に固執し、協定（法律）以上の内容を含む R/D をこのまゝで、自分達の立場では検討することもできず、政府に対して勧告することなど当然不可能である。また、仮に住宅を提供すると約束した場合、現実には専門家が来チした時コジャイケに家が無ければ約束を破ることとなり、守れない約束はできないということで討議は完全に平行線をたどった。

ちなみに、コジャイケで家を借りる場合の家賃を聞くと、家具なしで最低月 700 ドルと高く、新築するとすれば最低 4 万ドルを要するとのことであった。

合意点を見出すための協議の過程においてチリ側は、当初、R/D の書き方を「チリ側は、専門家の住宅を確保するため努力する」程度のもにに変更することを主張していたが、最終的には次の 2 つの代案を提案した。

①は、基本協定を引用し、日本案の “and their families” を削除し “experts” の次に “in accordance with the Art. V-2 of the Agreement on Technical Cooperation between the Government of Japan and the Government of the Republic of Chile” を挿入するというものである。

②は、原文及び基本協定とは全く離れて「チリ側は、専門家の到着前に住宅の確保についてアレンジすることに努力する」という主旨のものである。

これに対し我が方は、国内における対処方針にも最低限基本協定の線を確認することであった点を踏まえ、更に②案では基本協定の線からもはずれ請調しても、訓令を得るのに時間が必要であろうこと、また、これ以上の粉料は避ける必要があること等を

考慮し、チリ側提案の①案を受入れることはやむを得ないものと判断し本国に請訓の上、多少くどくはなるがこれにより合意することとした。

“families”が削除された点について、一度は反論を試みたが、チリ側は専門家と家族は一体である以上、専門家のために支給される手当では、当然家族の費用をも含めて考えられるものであるとの理解であり、我が方原案の主旨は尊重される感があり、また、基本協定の書き方との斉合性のためやむを得ないものと判断した。

エ. VI-1について、経済開発復興省の英文名称をチリ側の主張により、前述のとおり訂正した。

オ. Ⅷについて、原案の“measure”を“major issues”と訂正した。

### (3) THE ATTACHED DOCUMENT の ANNEX について

#### 7. ANNEX I について

(ア) 1-(1)及び1-(2)について、“Coyhaique Hatchery Station”は現地正式名称との斉合性を図るため“Coyhaique Hatchery, Dr. Yoshikazu Shiraishi”に変更した。

(イ) 1-(3)の“by the Salto River”及び1-(4)の“at the Chacabuco Bay”について、チリ側はANNEX VIとの関連で、ともに“at Ensenada Baja Area”に変更したいとの要望があった。

これは、事前調査の結果原案では、サルト川における河川水飼育放流及びチャカブコ湾における海中飼育放流(ただし、更に現地調査の上決定するとしていた)とに場所を分けて考えていたものであるが、チリ側は、土地の入手難、建物施設建設経費及び維持管理経費の観点から2カ所に分散することを避けるため河川、海中の両方を兼ねそなえた条件の場所(Ensenada Baja Area)を選定し、同一建物施設に統合したいとの理由による修正提案である。

チリ側の説明によると、エンセナダ・パッハ地区の湾は、チャカブコ湾より若干奥に位置し、サルト川の流入する湾であり、河川水飼育放流用のパハローネス川も存在し、SERNAPでは既に海軍所有地を確保し、池の建設工事にとりかかっているということであった。

これに対し我が方としても、サルト川については、サケ飼育放流に適する河川として採用を決めていたが、海中飼育のためのチャカブコ湾には必ずしもこだわらず、更に現地調査の上具体的に決定することとしていたため、一応チリ側修正提案を受け入れ、現地調査の上採否を決定することとした。

現地調査の結果、チリ側提案は以下の理由により全面的に受け入れられた。



サルト川とチャカブコ湾の2カ所に支場を設置する原案では、施設建設、維持管理経費面、専門家を含め人手が分散されること、チリ側の土地の確保が困難となっていること、前述したように当初からチャカブコ湾は必ずしも最適地とは考えられておらず場所は未定であったこと等の問題がある一方、エンセナダ・パッヘイカ所に支場をまとめることは、建物施設、特に事務施設、宿泊施設、倉庫、ふ化施設等の河川水飼育用と海中飼育中との併用が可能となり、経費面で多大の節約ができること、専門家を含め人手の集中ができること、河川と海面との組み合わせによる総合的、複眼的な実験が可能で、陸上池の不足面を海中生簀により補えること、土地が国有地で既に入手済みであり、池の工事が一部着工されていること等のメリットがある。

エンセナダ・パッヘの湾自体は、チャカブコ湾と比較して特に悪条件があるわけではなく、使用河川のバローネス川は、サケが自然繁殖するためには河川勾配が急で、流程も短かく問題であるが、人工ふ化、陸上池飼育、放流には何ら技術的に不都合はない。現時点の回帰を証明する実験の段階では自然繁殖条件まで考慮する必要はなく、回帰を成功させるためふ化飼育放流を万全の体制で実施することがより重要である。回帰が証明されてから同じ湾に流入するサルト川等自然繁殖条件をそなえた河川の利用を考えても遅くはないものと言える。

(9) 1-(3)について、当初ふ化はコジョイケふ化場で集中的に実施し、ふ化稚魚の一部を飼育支場に輸送し飼育放流する予定であったが、現地調査の結果、コジョイケふ化場の稚魚収容能力の関係と、コジョイケからエンセナダ・パッヘまでの道路事情による長距離稚魚輸送の困難性(1回20万尾限度、また稚魚に悪影響を与える)とを考慮すると、卵のまま飼育支場に輸送し、現地でふ化から一貫して飼育放流することが最適であるとの結論を得たため飼育支場にもふ化機能を持たせることとし、マスタープラン1-(3)に“Hatching”を追加した。

#### イ. ANNEX II について

(7) 専門家の分野の番号を人数と混同しないようアルファベットに変更した。

(1) チリ側より“team leader”と“Coordinator”との関係、役割につき明確化してほしい旨要望があり我が方より説明した。プロジェクト発足後も役割分担につき注意を要すると考えられる。

#### ウ. ANNEX III について

3.の無料医療供与に関してチリ側は、R/D本文V-1-(5)の住宅問題と同様に基本協定との関連を問題とし、住宅の場合と同じ理由で基本協定を引用したチリ側代案を採用し、次のとおり変更した。ただし、“to the Japanese experts”を“for the Japanese experts”としてできるだけ家族が含まれるニュアンスを残した。

"Free medical services and facilities for the Japanese experts in accordance with the Art. V-2 of the Agreement on the Technical Cooperation between the Government of Japan and the Government of the Republic of Chile."

エ. ANNEX IV について

- (ア) 1. について、1983年度のシロザケ卵の供与が欠けている点に関し、チリ側は協力期間(1979.10~1984.10)内に含まれる以上追加してほしい旨の要望があり、我が方も問題がないので了承し、3,000,000粒を追加、合計14,000,000粒とした。
- (イ) 5. について、チリ側は給の供与は乗組員の配置、運航管理、維持運営等の経費負担が大きいため問題であり、別途我が国から無償供与された調査船を利用することとし、その運航経費をJICAが負担する方法がとれないかとの提案があった。

これに対し我が方よりR/D上JICAは資機材供与を分担し、チャーター料はチリ側負担分に含まれること、給の供与と言っても、10t(未済)程度の小型調査船であること、更にANNEXに記されているからと言って必ず供与されるとは限らず、あくまでも要請ベースである点まで説明し、また、生簀作業用の小型ボート程度は機材の中に入るが、これは誰にでも運転できるものであり業務上必要なものであること等を説明し、R/Dは原案どおり合意された。

しかしながら、チリ側は船を持ちこむことは許可手続が必要であること。また経費負担が大きいため別途専門家との協議により、調査計画、内容が定まり調査船の規模、必要経費等について明確化された段階で具体的に決めたいとの意向が示された。

我が方としても、必要な調査計画(追跡、回帰、環境)の具体案が未定の段階では給の規模も定まらず技術協力予算で供与可能な範囲内の小規模なものとは言え他の資機材も含めた予算の関係もあるため、長期調査費による具体的計画の策定及び計画打合せチームの派遣により別途具体的な実施協議を行う機会がある点を説明しておいた。

- (ウ) Note について、チリ側よりカワフツマス卵の供与について「必要に応じて」ではなく、シロザケ卵と同様に明確化されたい旨の要望がなされたが、我が方の卵の入手に関する国内事情を説明し、明確化が困難な旨のチリ側の了承を得た。現行調査の結果によると、チリ側受入体制にも問題があり、当面はシロザケ卵分の受入能力しかない点を確認された。

オ. ANNEX V について

- (ア) カウンターパート、技術者等の番号をアルファベットに変更した。
- (イ) チリ側よりカウンターパートは、本プロジェクトのみで専従するのではなく、プロジェクト以外の業務も実施することを含みとしてほしい旨の要望があった。我が方と

してもチリ側事情もありこれに反対することはばかられたのでチリ側の事情を含みとすることとした。また、"Project Director"はSERNAP局長となる感が得られた。

カ. ANNEX VIについて

(7) 1.の "Coyhaique Hatchery Station"を前述のとおり "Coyhaique Hatchery Station, Dr. Yoshikazu Shiraiishi"と変更した。

(8) チリ側の提案及び現地調査の結果、原案2及び3を前述のとおり場所を変更して統合するとともに、飼育支場にもふ化機能を持たせたことにより、ふ化施設を追加して次のとおり変更した。

\* 2. Ensenada Baja Rearing Substation

- (1) Hatching accommodation
- (2) Rearing ponds
- (3) A suitable sea area for rearing
- (4) Administrative facilities
- (5) Housing accommodation
- (6) Store house for machinery, equipment and materials
- (7) Garage

(9) 現地調査の結果、チリ側がシンブソン川中流域に観測用施設を既に建設済みであることが判明し、これがシンブソン川中流での放流稚魚の追跡調査、親魚の回帰確認調査及びその他環境調査の1つの拠点として極めて有効であると判断されたこと、建物が既に建設済みでチリ側に新たな経費負担を生ぜしめないこと、及び原案の2支場を1支場に統合したことを補う意味があること(特に、専門家の現地業務費の配分、資機材供与等に関連)等の理由により原案には無かったものではあるが、これをR/D上調査のための1つの支場として格付けすることを我が方から提案した。

この調査支場の設置は、マスタープランの記述には何ら影響を及ぼさないが、マスタープラン・2の活動の1つの拠点となり、調査資機材の格納、宿泊、観測、調査結果の中間整理等に非常に有効なものであることからチリ側も了承し、ANNEX VI-3として次のとおり追加した。

\* 3. Simpson Survey Substation

- (1) Administrative facilities
- (2) Housing accommodation
- (3) Store house for machinery, equipment and materials
- (4) Garage

キ. ANNEX III について

(7) 2-(f)について、チリ側意見により“d”として“Personnel designated by the Director of National Fisheries Service”を追加した。

(4) ラディッチ漁業次官は、合同委員会の設置は極めて有意義なことであると高く評価し、自ら Chairman への就任を了承した。

我が方からは、“Representative of JICA”の参加は、調査団等が来チした場合のみの意味であり、常に参加できるとは限らない点の了承をとりつけた。

## VI 事業実施計画

### 技術分野に関する討議

R/Dの事前協議に続いて10月27日 SERNAPにおいて  
技術に関する討議を行った。

出席者・マリオ・ブランチ パブロ・アギレラ パブロ・マルテン

西野一彦 山田 諄 長沢有見

討議の目的は、R/D調印発効後における「事業実施計画」についての検討であった。

チリ側では予め、チリ、アイセンにおけるシロザケの導入計画案(第2期)を作成して、  
当方に提示していたので、これを中心に検討を進めることとした。チリ側の提示した案は  
1978年の「チリ水産養殖プロジェクト事前調査団の調査報告書」を基にして、長沢専門家も  
参加して作成したものであり、大綱において双方の考え方に著しい相違点が認められなかった。  
討議の要点は次のとおりである。

#### 1. 稚魚の生産および放流の実施箇所

実施場所について、原案では「コジャイケ」、「サルト川」、「チャカプロ湾」の3箇所  
を中心に行うことになっていたが、サルト川付近の土地取得が困難なことから、サルト川と  
同様にエンセナダ・バハ湾に流入しているバハローネス川に変更したい。

また、チャカプロ湾は若干荒れているので、施設、作業の両面から、海中飼育はエンセナ  
ダ・バハに移して1か所にまとめたいという提案があり、現地調査の上検討することとした。

#### 2. 卵の供給

1) シロザケ卵の供給について、原案では1982年までの4年間となっていたが、プロジェ  
クトの期間を考慮して1983年までの5年間とした。

2) カラフトマス卵は、種卵確保の都合もあり、プロジェクトの進行状況をみながら、必要  
に応じて供給する。

3) 卵の供給時期は、放流時期の調整、関係施設の整備状況、航空機輸送能力等を考慮して  
決定する。

#### 3. 飼料の供給

飼料の供給については、現在日本製品の不足のため、一部チリ産飼料を使用中であるが、

魚病によるへい死が発生しつつあるので、全面的に日本製飼料の供給を要望されたので、現地調査の上決定することとした。

#### 4. ふ化放流施設

##### 1) コジョイケ

ふ化槽をアトキンス式(2間槽)に改造したい。

##### 2) エンセナダ・バハ

100万尾規模の養魚池(ふ化池)および飼育池を建設する予定。

海中飼育用生簀の機材供与をしてほしい。

#### 5. その他

##### 1) 日本側に要望する機材

##### 2) プロジェクト担当の人員について

##### 3) 稚魚の降海、親魚の回帰に関する調査

以上の事項について討議を行ったが、場所の変更、現在のコジョイケで飼育中の稚魚の状況、建設中の池、観測小屋等、実際に現地調査すべき事項も多いので、現地調査後に再び検討の上、とりまとめることとした。

#### 9月30日 コジョイケにおける討議

9月29日における「アイセン」、「サルト川」、「エンセナダ・バハ」、「バハローネス川」、「チャカブコ湾」を調査し、また、9月30日早朝に「コジョイケふ化場」を調査した。

同日、ラデイッチ次官、有松団長以下全員でミーティングを行い、先方より主として現地調査の結果、技術的な立場からの見解を求められた。

##### (技術的見解の要旨)

1. コジョイケふ化場の飼育稚魚については、5か月以上に及ぶ期間の稚魚飼育は困難な仕事であるが、現在飼育中の稚魚の成育状況は立派なものである。

ただし、チリ産飼料の投与区域に肝臓障害等によるへい死が出はじめているので、季節的な条件からは早急に放流を開始すべきである。

飼料については、チリ側において良質な飼料の生産が出来るようになるまでは、本プロジェクトに必要な飼料を、日本から必要量を充分供給する必要がある。

飼育池の収容能力は、現在2.5～3.0 grまで飼育する必要性から考えて、最終的には60万尾が限界となるので、施設の拡張が必要である。また、ふ化室の改善も必要である。

2. サルト川の飼育放流、チャカブコ湾の海中飼育放流に変わるべきエンセナダ・バハの条件についてみれば、サルトル川とバハローネス川の対比では、川の条件についてサルトル川の方が遙かによい。

チャカブコ湾とエンセナダ・バハ湾との比較では、塩分濃度についてチャカブコ湾は、14~15%であり、エンセナダ・バハは約7%と低いことは海中飼育の条件としては劣るが、管理の面から考えると、陸上池と海中生簀の組合せによって、今後の仕事を有利に進め得るというメリットがあり、コジャイケの収容能力との関係から、2か所に分けるより効率的に仕事の展開ができると考える。

以上の結果を基に、サンチャゴにおいて、より詳しい計画の検討を行うこととした。

## 10月1日 技術討議

10月2日の調印に先立って、SERMAPにて技術に関する討議を行った。

出席者 チリ側 バプロ・アギレラ、マリオ・プランチ

日本側 西野一彦 山田 諄 長沢有晃

### 1. 場所の変更

サルトル川、チャカブコ湾をエンセナダ・バハに変更することについては、サルトル川での土地の取得が困難である以上、変更は止むを得ないとしても、海中飼育と陸上施設の組合せで、有利に仕事を進める方向で検討する。

コジャイケは、飼育池の能力評価が、稚魚のサイズを2.5~3.0 grとすると60~70万尾しかない。

バハローネス川の水量は不明であるが、約1  $\text{ton}/\text{min}$  と推定されるので、100万程度の施設能力しか期待できない。

しかし、エンセナダ・バハの条件は、塩分濃度の問題は別としても、生簀の設置条件は極めてよく、また、管理面でも好条件となるので、三者の組合せによって、300万粒の卵の収容からスタートして稚魚の管理を行うこととして検討した。(別紙)

### 2. 施設の建設・改善計画

#### 1) コジャイケ

ふ化の機能の改善(ふ化槽、給水システムの改善)

飼育池の拡張~56  $\text{m}^2$  (素堀池でもよい)。

#### 2) 中間観測点

現在建設中であり、関連施設を強化する。

#### 3) エンセナダ・バハ

養魚池(ふ化兼用) 100  $\text{m}^2$

飼育池	375 m <sup>2</sup>
海中飼育用生簀	3組 600 m <sup>2</sup>

### 3. 卵の供給

1979年 200万粒, 1980~1983年 毎年300万粒

### 4. 飼料その他の必要機材

飼料その他の機材については、ほとんど全部が計画開始当初から必要なものであるが、予算等の関係もあるので、緊急度・必要度の高いものから優先的に輸送する必要がある。

(別紙)

### 5. 人員

本プロジェクトに関する人員はR/Dに示されているが、チリ側が当面考えている人員構成は別紙のとおりである。

### 6. 調査計画

河川、沿岸、フィヨルド内において、稚魚・回帰魚の調査ならびに環境調査を実施する。

供与機材、特に給の関係もあるが、少なくとも15m程度の舟を用意して、フィヨルド内の調査を行う必要がある。それ以外の給は挙げていないが、別途に検討する。

### 7. その他

現地調査中に、ラディッチ次官の提案による「日本から供与した調査給「イズミ」のフィヨルドにおける回帰親魚調査」についても検討した。

チリ側はコジョイケム化場完成後の1976年以降における稚魚放流群の回帰が期待できることから、流し網、刺網の供与を受けて、1980年2~3月頃から調査を開始したいとするもので、このためには1回に少なくとも100反を使用する必要があり、網の消耗を考慮すれば200反以上を用意する必要がある。

以上の検討結果、「計画の概要」として次のとおり要約した。



## 計 画 概 要

### 1. 種 卵 供 与

日本会計年度	シロザケ種卵	供 給 年 月
1979	2,000千粒	1980年1~2月
1980	3,000 "	1980年12月 1981年1~2月
1981	3,000 "	1981年12月
1982	3,000 "	1982年12月
1983	3,000 "	1983年12月
計	14,000 "	

### 2. 計 画 実 施 場 所

#### 1) コジョイケふ化場

ふ化, 稚魚育成, 飼育, 放流

稚魚の河川内移動中のサンプリング

河川内における水棲生物の採集および定性・定量

回帰親魚のサンプリング

#### 2) シンプソン川(サブステーション)

降海移動稚魚のサンプリング

河川内における水棲生物の採集

回帰親魚のサンプリング

#### 3) プェルト・ビエドラ

回帰親魚の再捕

#### 4) エンセナダ・パハ(サブステーション)

ふ化, 稚魚育成, 飼育, 放流および生簀による飼育

回帰親魚のサンプリング

#### 5) アイゼン・フィヨルド

稚魚回遊状況の追跡

プランクトンのサンプリング

海洋観測

回帰親魚のサンプリング

### 3. 施設および能力

#### 1) コジョイケふ化場の現有能力

ふ化(養魚池撒布)	稚魚育成	飼育(2.5 gr/尾)
2,000千粒	3,000千尾	720千尾

#### 2) エンセナダ・バハにおける計画施設の能力

ふ化	稚魚育成	飼育(2.5 gr/尾)	生簀飼育
1,000千粒	1,000千尾	1,350千尾	900千尾

#### 3) エンセナダ・バハに要求される施設

ふ化および養魚池	100 m <sup>2</sup>
飼育池	375 m <sup>2</sup>
生簀	600 m <sup>2</sup>

#### 4) コジョイケに要求される施設

飼育池	56 m <sup>2</sup>
-----	-------------------

### 4. 人 員 (チリ側)

#### コジョイケ

養魚技術者	2名
調査員	1名
労務員	1名

#### シンブソン川

労務員(臨時)	2名(4~7月)
---------	----------

#### プエルト・ピエドラ

労務員	2名(臨時4~7月)
-----	------------

#### エンセナダ・バハ

養魚技術者	1名
労務員	1名
機関士	1名
労務員	2名(臨時4~7月)

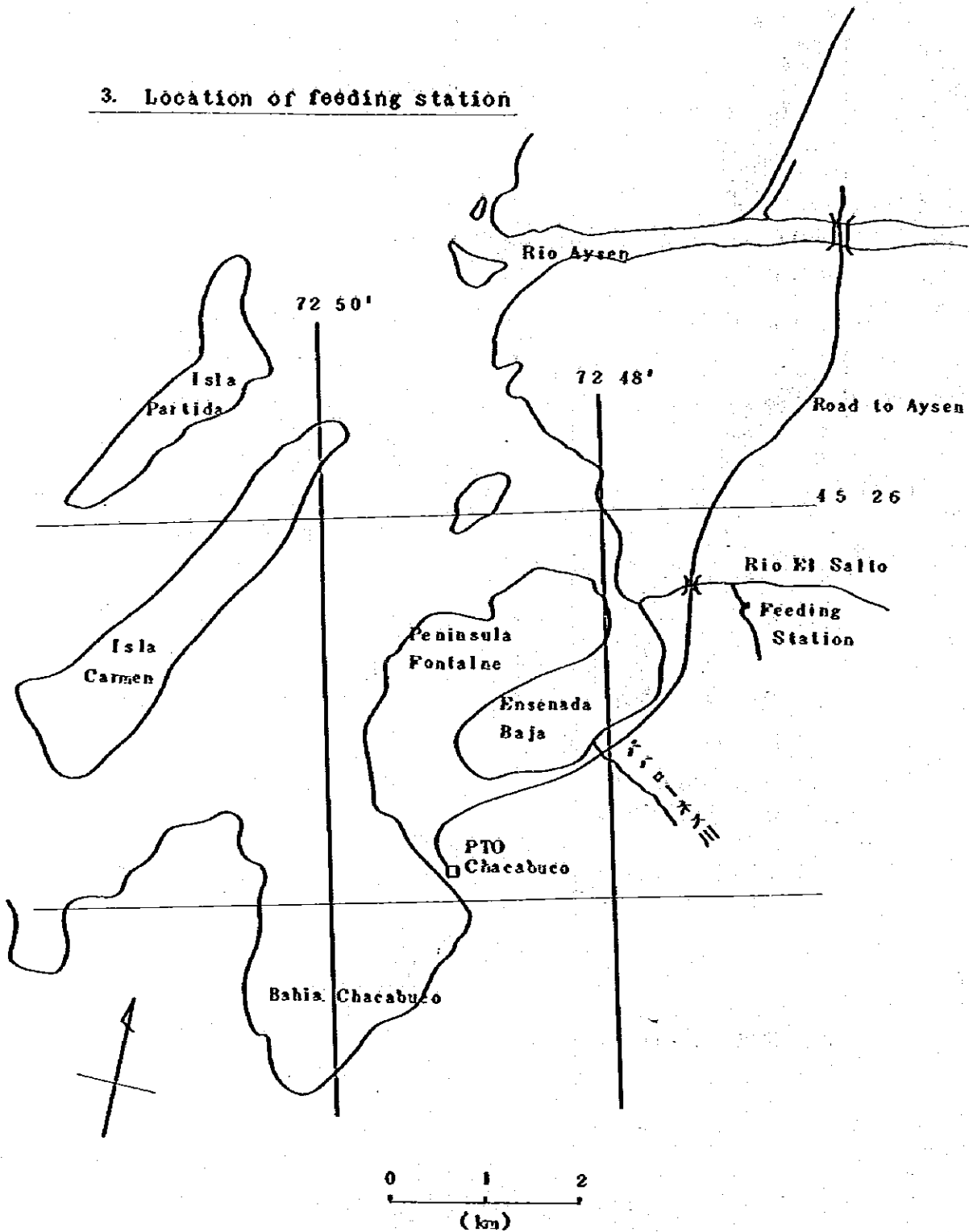
対チリ 資機材供与一覧

	品 名	員 数	備 考
A	〔ふ化業務用〕		
	1. フトキンス式ふ化槽	20組	ふ化槽, ふ化器, 配管一式
	2. 養魚池用ふ化盆	300枚	
	3. 稚魚飼育用飼用	7,500kg	1979年
※	4. " "	11,500kg	1980年度以降
	5. 自動給餌機	9台	
	6. 発電機	6台	自動給餌機用3台, 野外用3台
	7. ルーツポンプ	4台	ホース付
	8. 台ばかり	2台	
B	〔輸送放流及び海中飼育用〕		
	1. 稚魚輸送タンク	3	日軽アルミ1.5t付属品付
	2. 海中飼育用生簀	3組	1組2基, 径20m丸型
C	〔調査試験用〕		
	1. 気象観測機器	2ヶ所	
	2. 淡水用自記水温計	3台	6点式
	3. 海水用自記水温計	3台	ライオン
	4. 簡易自記水温計	4台	手巻式
	5. PHメーター	3	
	6. DOメーター	3	
	7. 電導度計	3	
	8. 濁度計	3	
	9. 分光光度計	1	日立
	10. 流速計	2	
	11. 分析用天秤	1	メトラー
	12. 自動上皿天秤	3	メトラーデジタル
	13. 双眼万能顕微鏡	1	オリンパス
	14. 精密顕微鏡	1	"
	15. 実体顕微鏡	2	
	16. 万能投影機	1	キャノン
	17. プラントネット	10	

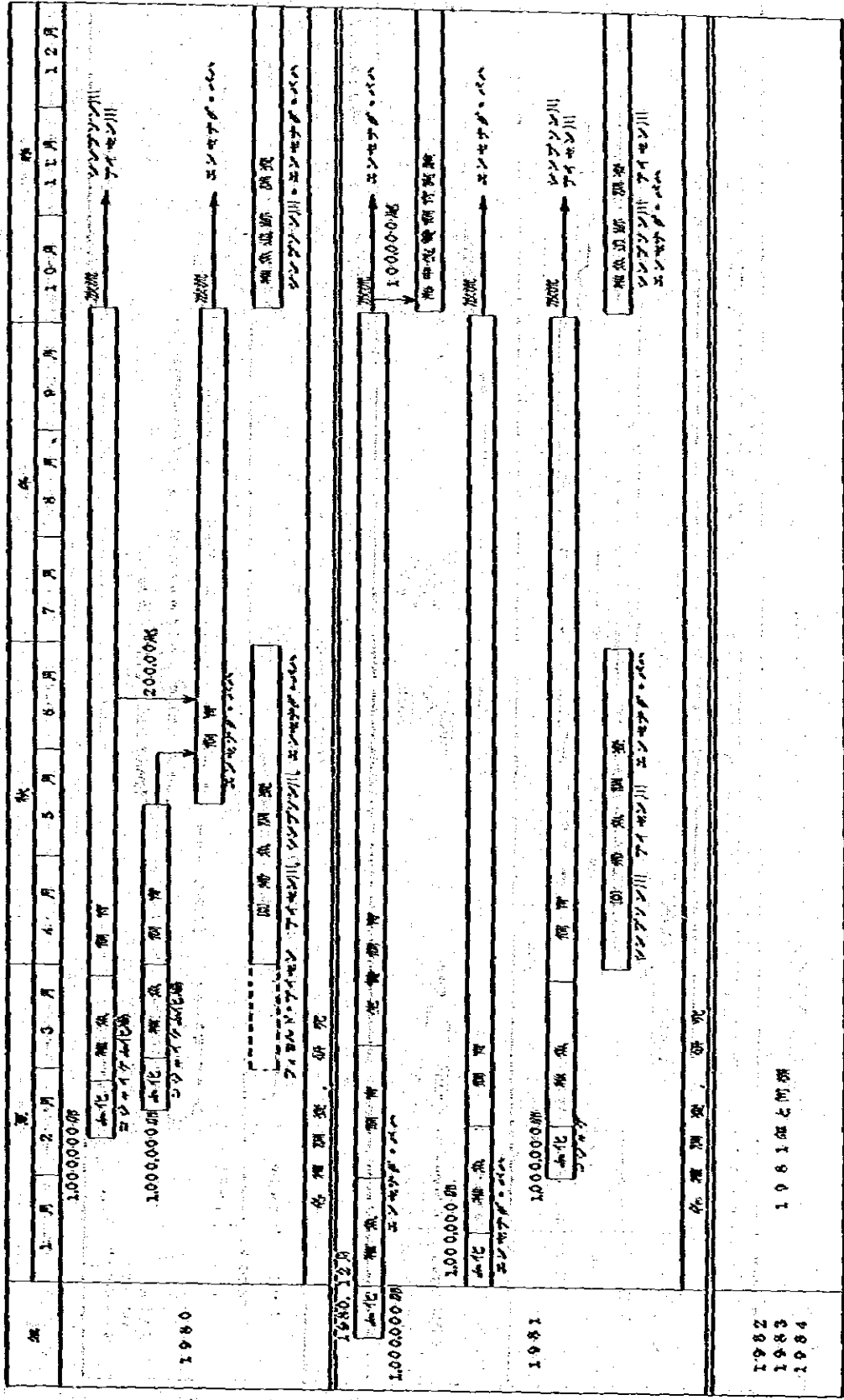
	品名	員数	備考
	18. 塩分計	1	
	19. 転倒寒暖計	2組	1組2本
	20. 転倒採水器	2	
	21. 曳航深度記録計	1	
	22. パチサーモグラフ	1	マイコン
	23. 湖深用ウインチ	1	
	24. アクアラング	3組	ドライスーツ外一式
	25. 酸素ポンペ用コンプレッサー	1	
	26. 卓上電子計算機	2	
	27. 調査用冷凍庫	1	200L
	28. 冷蔵庫	1	-40℃
D	[ 車輛, 船舶, 漁具及び通信等 ]		
	1. ジープ	2台	トヨタランクル, ウゴンタイプ
	2. トラック	2台	トヨタダイナ 2t
	3. キャンピングカー	1台	マイクロバス改造
	4. ゴムボート	2	4人乗, 船外機付
	5. 小舟	2	ヤマハ7m型, 船外機付
	6. 小艇	1	ヤマハ16m型, 高速艇
	7. 無線機	3	海~陸~陸(3地点中継)
	8. 魚群深知機	1	送・受信機, アンテナ 浅海用, 深度100m
	9. 揚網機	1	
	10. 曳網	延300m	
	11. 小型巻網	・	
	12. 刺網	250反	海用200反, 川用50反
	13. ラジオブイ	10	
	14. ソナー	1	古河電工
E	[ その他 ]		
	1. 種卵輸送経費	200万粒当り	1979年
※	2. 〃	300万粒当り	1980年度以降
	3. 事務用品	一式	10人
	4. カメラ	1	キヤノン
	5. 水中カメラ	1	

品	名	員 数	備 考
6.	双 眼 鏡	3	
7.	ト ラ ン シ ー バ ー	3組	ソニー
8.	投 光 機	3	
9.	ロ ー プ	一 式	5%, 8%, 14%
10.	車 庫	4	
11.	焚 庫	2	
12.	ウ イ ン チ	2	

3. Location of feeding station



活動フローチャート: 1980-1984

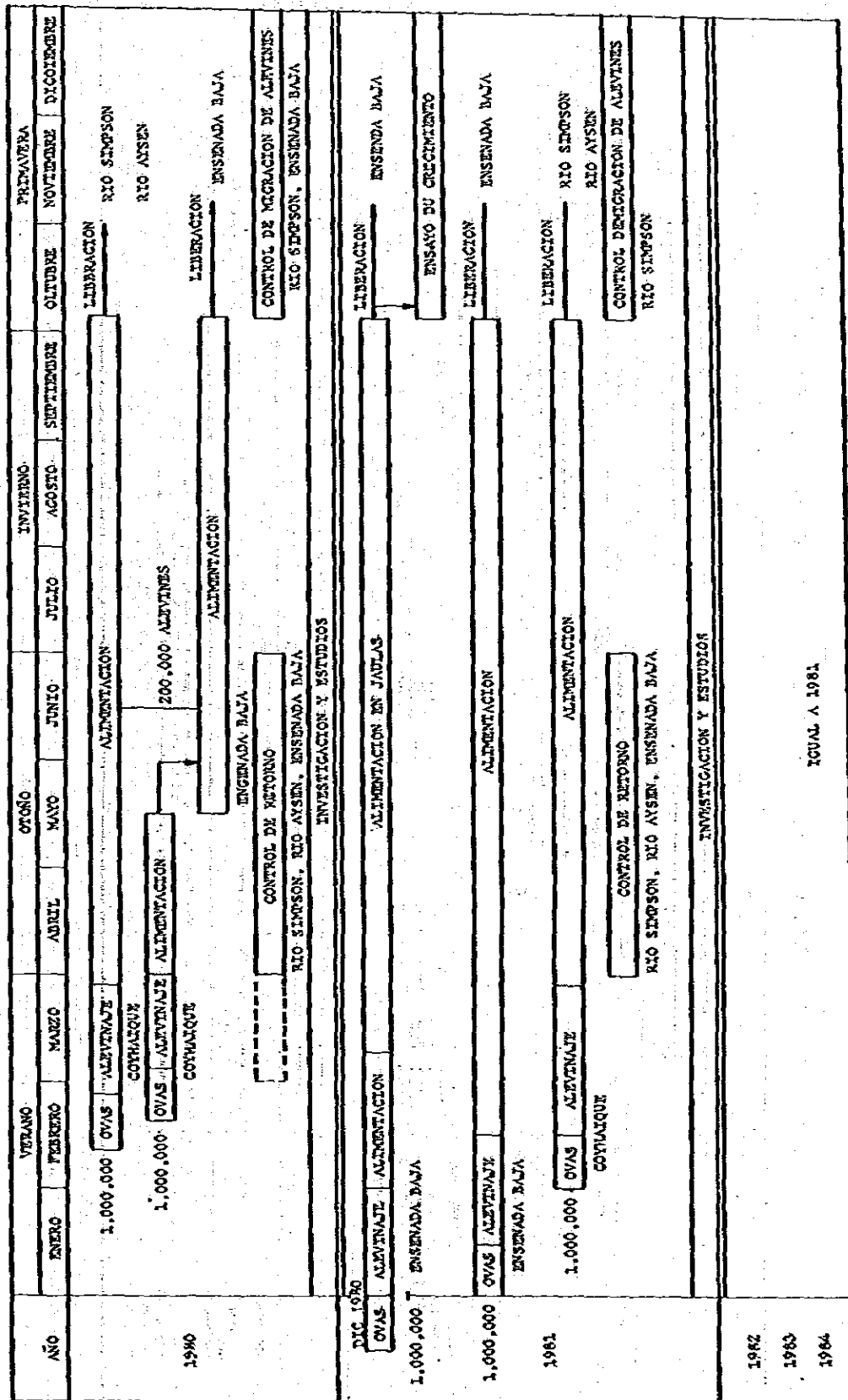


活動場所別の計画実行フローチャート：1980-1984

活動場所	1980												1981												1982-1984											
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
瀬川建設 及び 販売																																				
瀬川建設 (建設現場を 管理)																																				
総 額	JICA 7,500 万円												JICA 1,500 0万円												JICA 1,500 0万円											
貸付金 (五原建設の小)	1979	借付金額：200万円																																		
JICA 会計年度 4月～翌年3月	1980	①借付金額300万円 ②借付1,500万円 ③借付2～3歳 ④借付他社化2,00万円 ⑤ロープ・ワゴン1台 ⑥トラック(2～3トン)1台 ⑦輸送トラック1.5トン ⑧小艇14～15mエンジン付 ⑨小艇7～8m船外機付 ⑩橋中設置用小舟1隻 ⑪プロセッサ化機 ⑫橋脚3台 ⑬橋脚 ⑭橋脚用部																																		



DIAGRAMA DE FLUJO DE ACTIVIDADES, PERIODO 1980 - 1984



FLOW CHART OF IMPLEMENTATION PROGRAM ON THE OPERATION SITE 1980 - 1984

Station	1981												1982 - 1984
	J	F	M	A	M	J	J	A	R	O	N	D	Name as 1981
Facilities (Showing size limits of complete)	<p>1981</p> <p>1980</p> <p>1979</p> <p>1978</p>												Name as 1981
	<p>1981</p> <p>1980</p> <p>1979</p> <p>1978</p>												
	<p>1981</p> <p>1980</p> <p>1979</p> <p>1978</p>												
Machinery Production and Services	<p>1981</p> <p>1980</p> <p>1979</p> <p>1978</p>												Name as 1981
	<p>1981</p> <p>1980</p> <p>1979</p> <p>1978</p>												
	<p>1981</p> <p>1980</p> <p>1979</p> <p>1978</p>												
YEAR FOOD	<p>1981</p> <p>1980</p> <p>1979</p> <p>1978</p>												Name as 1981
	<p>1981</p> <p>1980</p> <p>1979</p> <p>1978</p>												
	<p>1981</p> <p>1980</p> <p>1979</p> <p>1978</p>												
Equipment (Showing major equipment only)	<p>1981</p> <p>1980</p> <p>1979</p> <p>1978</p>												Name as 1981
	<p>1981</p> <p>1980</p> <p>1979</p> <p>1978</p>												
	<p>1981</p> <p>1980</p> <p>1979</p> <p>1978</p>												

## 附 属 資 料

技術協力に関する日本国政府と  
チリ共和国政府との間の協定（西文及び和文）



ACUERDO SOBRE COOPERACION TECNICA  
ENTRE EL GOBIERNO DEL JAPON  
Y EL GOBIERNO DE LA REPUBLICA DE CHILE

El Gobierno del Japon y el Gobierno de la República de Chile,

Deseando fortalecer aún más las relaciones amistosas existentes entre los dos países mediante la promoción de la cooperación técnica y

Teniendo en cuenta beneficios mutuos derivados de la promoción del progreso económico y social de sus países respectivos, han acordado lo siguiente:

Artículo I

Los dos Gobiernos se esforzarán por promover la cooperación técnica entre los dos países.

Artículo II

Con el fin de lograr los propósitos de este Acuerdo, de conformidad con las leyes y reglamentos vigentes en el Japon y por medio de los acuerdos complementarios referidos en el Artículo III, el Gobierno del Japon, llevará a cabo a sus propias expensas las siguientes formas de cooperación técnica.

- (a) recibir nacionales chilenos para su entrenamiento técnico en el Japon;
- (b) enviar expertos japoneses a la República de Chile;
- (c) suministrar equipos, maquinaria y materiales al Gobierno de la República de Chile;
- (d) enviar misiones a la República de Chile para que realicen estudios de proyectos de desarrollo económico y social de la República de Chile; y,
- (e) cualquier otra forma de cooperación técnica que mutuamente se pueda acordar.

Artículo III

Con el propósito de realizar la cooperación técnica referida en el Artículo II, los dos Gobiernos celebrarán acuerdos complementarios

en forma escrita para poner en práctica programas específicos de cooperación técnica.

#### Artículo IV

El Gobierno de la República de Chile asegurará que las técnicas y los conocimientos adquiridos por nacionales chilenos, como fruto de la cooperación técnica japonesa que se dispone en el Artículo II, contribuyan al desarrollo económico y social de la República de Chile.

#### Artículo V

1. En caso de que el Gobierno del Japón envíe expertos (en adelante se les denominarán "los Expertos"), el Gobierno de la República de Chile tomará, a sus propias expensas, las siguientes medidas:

- (a) proporcionar oficinas y otras instalaciones necesarias para el desempeño de las funciones de los Expertos y sufragar los gastos de mantención de las mismas;
- (b) designar y remunerar al personal local (incluyendo contrapartes chilenas que trabajen con los Expertos y, en caso necesario, intérpretes adecuados) necesario para el desempeño de las funciones de los Expertos; y,
- (c) sufragar los gastos de:
  - (i) viajes oficiales en la República de Chile; y,
  - (ii) correspondencia oficial.

2. El Gobierno de la República de Chile, teniendo en cuenta las condiciones locales y sus posibilidades financieras, proporcionará a los Expertos, a través de los organismos nacionales de contraparte, una asignación mensual para contribuir a sufragar sus gastos de transporte, alojamiento y tratamiento médico en Chile.

#### Artículo VI

1. Los Expertos estarán exentos de impuestos sobre la renta y de cargas de cualquier clase sobre o en conexión con las remuneraciones remitidas desde el exterior.

2. Los Expertos y sus familiares estarán exentos del requisito de obtener licencias de importación

y certificados de cobertura de divisas extranjeras, del pago de los derechos consulares, derechos aduaneros, derechos de timbre, impuestos ad valorem y cualesquiera otras cargas, con excepción de aquellos gastos que representen pago correspondiente a servicios específicos rendidos, con respecto a la importación de:

- (a) equipaje de los Expertos y sus familiares;
- (b) efectos personales, mobiliario y bienes de consumo introducidos a la República de Chile para uso de los Expertos y sus familiares; y,
- (c) un vehículo para uso personal de cada uno de los Expertos en la República de Chile a nombre propio. La autorización para importar un vehículo será otorgada por el Ministerio de Relaciones Exteriores de la República de Chile, previa solicitud de la Embajada del Japón. El vehículo importado podrá venderse o transferirse en la República de Chile, de acuerdo con las disposiciones legales y reglamentarias chilenas.

3. Los Expertos y sus familiares estarán exentos del requisito de obtener licencias de exportación, del pago de los derechos aduaneros y otras cargas para la exportación del equipaje, los efectos personales, el mobiliario, los bienes de consumo y el vehículo referidos en el párrafo 2 anterior.

4. El Gobierno de la República de Chile tomará, asimismo, las siguientes medidas:

- (a) otorgar, tan pronto como sean solicitados, visados de entrada y de salida para los Expertos y sus familiares, libres de carga;
- (b) otorgar cédula de identidad a los Expertos para asegurar la cooperación de todas las agencias gubernamentales que sean necesarias para el desempeño de sus funciones; y
- (c) otorgar cédula de identidad a los familiares de los Expertos.

5. A los Expertos y sus familiares se les otorgarán otros privilegios, exenciones y beneficios que no sean inferiores a aquellos otorgados a los expertos de cualquier tercer

país o de cualquier organización internacional que estén desempeñando misiones similares en la República de Chile.

#### Artículo VII

El Gobierno de la República de Chile se hará responsable respecto de cualquier reclamación que resulte de actividades emprendidas por los Expertos en el desempeño de sus funciones relativas al presente Acuerdo. Queda entendido que la responsabilidad del Gobierno de Chile no incluye reclamaciones motivadas por dolo o culpa grave imputable a los Expertos.

#### Artículo VIII

Los Expertos mantendrán contacto estrecho con el Gobierno de la República de Chile por intermedio de los organismos designados por él.

#### Artículo IX

1. En caso de que el Gobierno del Japón proporcione al Gobierno de la República de Chile equipos, maquinaria y materiales, éstos pasarán a ser propiedad del Gobierno de la República de Chile en el momento de su entrega c.i.f., en los puertos o aeropuertos de desembarque a las autoridades pertinentes del Gobierno de la República de Chile. Dichos equipos, maquinaria y materiales serán empleados en el cumplimiento de los objetivos para los cuales se proporcionen.
2. El Gobierno de la República de Chile eximirá del requisito de obtener licencias de importación y certificados de cobertura de divisas extranjeras, del pago de derechos consulares, derechos aduaneros y de cualesquiera otras cargas, respecto a los equipos, maquinaria y materiales referidos en el párrafo 1 anterior.
3. El Gobierno de la República de Chile sufragará los derechos portuarios y los gastos de transporte dentro de Chile de los equipos, maquinaria y materiales mencionados en el párrafo 1 anterior, así como los gastos de su reposición a través de los organismos nacionales de contraparte.
4. Los equipos, maquinaria y materiales que los Expertos y las misiones mencionadas en la letra (d) del Artículo II utilizarán para el desempeño



de sus funciones, seguirán siendo de propiedad del Gobierno del Japón, salvo acuerdo en contrario.

El Gobierno de la República de Chile eximirá del requisito de obtener licencias de importación y certificados de cobertura de divisas extranjeras, del pago de derechos consulares, derechos aduaneros y de cualesquiera otras cargas o impuestos a los equipos, maquinaria y materiales arriba referidos y que estén destinados a ser utilizados por los Expertos y las misiones mencionadas en la letra (d) del Artículo II del presente Acuerdo.

Respecto a la reexportación de los equipos, maquinaria y materiales arriba referidos, el Gobierno de la República de Chile eximirá del requisito de obtener licencias de exportación, del pago de los derechos aduaneros y otras cargas.

5. El Gobierno de la República de Chile sufragará los gastos necesarios para el transporte en Chile de los equipos, maquinaria y materiales referidos en el párrafo 4 anterior, a través de los organismos nacionales de contraparte.

#### Artículo X

Las disposiciones del presente Acuerdo se aplicarán, tanto a los programas específicos de cooperación técnica que estén realizándose entre los dos Gobiernos de conformidad con los acuerdos anteriores a este Acuerdo, como a los Expertos y sus familiares, las misiones, equipos, maquinaria y materiales que se encuentren en Chile para realizar dichos programas, en el momento de entrada en vigencia del presente Acuerdo.

#### Artículo XI

1. El Gobierno de la República de Chile recibirá al representante residente y a los oficiales de la Agencia de la Cooperación Internacional del Japón (en adelante se les denominarán "el Representante Residente y los Oficiales"), organización que lleva a cabo la cooperación técnica que realiza el Gobierno del Japón conforme a este Acuerdo.

2. El Representante Residente y los Oficiales cumplirán los deberes, tales como estudios, comunicaciones y coordinación con las organizaciones concernientes para realizar los

programas específicos de cooperación técnica referidos en el Artículo III.

3. El Representante Residente y los Oficiales gozarán de los mismos privilegios, exenciones y beneficios, otorgados en el Artículo VI y el párrafo 4 del Artículo IX del presente Acuerdo a los Expertos y sus familiares.

#### Artículo XII

Los dos Gobiernos se consultarán mutuamente con respecto a cualquier asunto que pueda originarse de o en relación con este Acuerdo.

#### Artículo XIII

1. Este Acuerdo entrará en vigencia en la fecha en que el Gobierno del Japón reciba notificación escrita del Gobierno de la República de Chile de que éste haya cumplido el procedimiento interno necesario para ponerlo en vigencia.

2. Este Acuerdo tendrá una validez por un periodo de un año, y será prorrogado de modo automático cada año por otro periodo de un año, a menos que uno de los Gobiernos le haya comunicado al otro Gobierno por escrito, con seis meses de anticipación su voluntad de denunciar este Acuerdo.

3. La terminación de este Acuerdo no afectará, salvo que los dos Gobiernos acuerden expresamente en lo contrario, los programas en ejecución, hasta su término, conforme a los acuerdos complementarios referidos en el Artículo III anterior, ni los privilegios, exenciones y beneficios otorgados a los Expertos, sus familiares, las misiones, el Representante Residente y los Oficiales que permanezcan en Chile para cumplir las obligaciones concernientes a los programas arriba referidos.

EN FE DE LO CUAL, los suscritos, debidamente autorizados para ello han firmado este Acuerdo.

Hecho en la ciudad de Santiago, el día \_\_\_\_\_ del mes de \_\_\_\_\_ de mil novecientos setenta y ocho, en dos ejemplares, en idiomas japonés y español, siendo ambos textos igualmente válidos.

Por el Gobierno  
del Japón:

Por el Gobierno de  
la República de Chile:

技術協力に関する日本国政府とチリ共和国政府との間の  
協定

日本国政府及びチリ共和国政府は、

技術協力の促進により両国間に存在する友好関係を一層強化  
することを希望し、

両国の経済及び社会発展を促進することがもたらす相互の利  
益を考慮して、

次のとおり協定した。

第一条

両政府は、両国間の技術協力を促進するよう努力する。

第二条

日本国政府は、この協定の目的を達成するため、日本国の現

行法令に従い、かつ、第三条にいう補足取極により、自己の負担で次の形態による技術協力を行う。

(a) 日本国における技術訓練のためにチリ国民を受け入れること。

(b) 日本人専門家をチリ共和国に派遣すること。

(c) 設備、機械及び資材をチリ共和国政府に供与すること。

(d) チリ共和国の経済及び社会開発計画の調査を行うための調査団をチリ共和国に派遣すること。

(e) 相互に合意することのあるその他の形態の技術協力

### 第三条

両政府は、第二条にいう技術協力を行うため、個別の技術協力計画を実施するための補足取極を文書により行う。

### 第四条

チリ共和国政府は、第二条に規定する日本国の技術協力の結

果としてチリ国民が取得した技術及び知識がチリ共和国の経済及び社会発展に寄与することを確保する。

## 第五条

1 日本国政府が専門家を派遣する場合（このような専門家を以下「専門家」という。）には、チリ共和国政府は、自己の負担で次の措置をとる。

(a) 専門家の任務遂行に必要な事務所その他の施設を提供し、かつ、その維持費を負担すること。

(b) 専門家の任務遂行に必要な現地要員（専門家の相手方となるチリ人要員及び、必要な場合には、適当な通訳を含む。）を任命し、かつ、これらの要員に対し報酬を与えること。

(c) 次の諸経費を負担すること。

(i) チリ共和国内の公派出張旅費

(ii) 公用通信費

2 チリ共和国政府は、現地の条件及び同政府の財政事情を考

慮し、かつ、その国内担当機関を通じ、チリにおける交通、住宅、医療の費用の負担に供するため専門家に対して月ごと  
に手当を与える。

## 第六條

1 専門家は、海外から送金される給与に対し又はそれに関連して課される所得税その他の課徴金を免除される。

2 専門家及びその家族は、次のものの輸入に関し、輸入許可書及び外国為替証明書の取得要件並びに領事手数料、関税、印紙税、付加価値税その他の課徴金を免除される。ただし、特定の役務の提供の対価である費用は、この限りでない。

(a) 専門家及びその家族の携帯荷物

(b) 専門家及びその家族用としてチリ共和国に持ち込まれる身回品、家財及び消費財

(c) 専門家用として専門家名義でチリ共和国に輸入される自動車一台。自動車の輸入許可は、日本国大使館の事前の申請に基づき、チリ共和国外務省により発給される。輸入さ

れた自動車は、チリの法令に従いチリ共和国において売却又は譲渡することができる。

3 専門家及びその家族は、2にいう携帯荷物、身回品、家財、消費財及び自動車の輸出について、輸出許可書の取得要件及び関税その他の課徴金を免除される。

4 チリ共和国政府は、また、次の措置をとる。

(a) 申請があり次第、専門家及びその家族に対し入国及び出国査証を無料で発給すること。

(b) 専門家の任務遂行に必要なすべての政府機関の協力を確保するため専門家に対し身分証明書を交付すること。

(c) 専門家の家族に対し身分証明書を交付すること。

5 専門家及びその家族は、チリ共和国において同様の任務を遂行している第三国又は国際機関の専門家に与えられているものより不利でないその他の特権、免除及び便宜を与えられる。

## 第七条

チリ共和国政府は、この協定に関連する任務の遂行のための専門家の活動に起因するいかなる請求に關しても責任を負う。チリ共和国政府の責任は、専門家が責を負うべき故意又は重大な過失に起因する請求を含まないことが了解される。

#### 第八条

専門家は、チリ共和国政府が指定する機関を通じ、同政府と緊密に連絡を保つものとする。

#### 第九条

1 日本国政府がチリ共和国政府に設備、機械及び資材を供与する場合、これらは荷卸しを行つ港又は空港においてe・i・f建てでチリ共和国政府の關係当局に引き渡された時にチリ共和国政府の財産となる。これらの設備、機械及び資材は、供与された目的の遂行のために使用される。



2 チリ共和国政府は、1にいう設備、機械及び資材につき輸入許可書及び外国為替証明書の取得要件並びに領事手数料、関税その他の課徴金を免除する。

3 1にいう設備、機械及び資材のチリ国内における港湾使用料及び輸送のための費用並びにその補充のための費用は、国内担当機関を通じチリ共和国政府が負担する。

4 専門家及び第二条(四)にいう調査団がそれらの任務を遂行するため使用する設備、機械及び資材は、別途の合意がある場合を除き日本国政府の財産である。

チリ共和国政府は、専門家及び第二条(四)にいう調査団によつて使用される前記の設備、機械及び資材に関する輸入許可書及び外国為替証明書の取得要件並びに領事手数料、関税その他の課徴金を免除する。

チリ共和国政府は、前記の設備、機械及び資材の再輸出に關し、輸出許可書の取得要件及び関税その他の課徴金を免除する。

5 チリ共和国政府は、国内担当機関を通じ、4にいう設備、

機械及び資材のチリ国内における輸送のための費用を負担する。

#### 第十条

この協定の規定は、この協定が発効する時にこの協定に先立つ取極に従い両政府間で実施されている個別の技術協力計画並びに同計画を実施するため、チリに入国している専門家、その家族及び調査団並びに同国に在る設備、機械及び資材に適用される。

#### 第十一条

1 チリ共和国政府は、この協定に基づいて日本国政府が行う技術協力の実施機関である国際協力事業団の駐在員及び職員（以下「駐在員等」という。）を受け入れる。

2 駐在員等は、チリにおける第三条にいう個別の技術協力計画の実施のために調査及び関係機関との連絡調整等の任務を

遂行する。

3 駐在員等は、第六条及び第九条4に従い専門家及びその家族に与えられるものと同様の特権、免除及び便宜を受ける。

## 第十二条

両政府は、この協定から、又はそれに関連して生ずることがあるいかなる事項についても相互に協議する。

## 第十三条

1 この協定は、日本国政府がチリ共和国政府からこの協定の効力発生のために必要な国内手続を終了した旨の文書による通告を受領した日に効力を生ずる。

2 この協定は、一年間効力を有するものとし、いずれか一方の政府が他方の政府に対し六箇月の予告をもつて協定を終了させる意思を書面により通告しない限り、毎年自動的に一年

ずつ更新される。

3 この協定の終了は、両政府が明白に別途の合意をしない限り、第三条にいう補足取極に基づいて実施中の計画が終了するまでの間、当該計画に影響を与えるものではなく、また、当該計画に関する任務の遂行のためにチリに滞在する専門家、その家族、調査団、駐在員等に対して与えられる特権、免除及び便宜に影響を与えるものではない。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの協定に署名した。

千九百七十八年七月二十八日にサンティアゴで、ひとしく正文である日本語及びスペイン語により本書二通を作成した。

日本国政府のために

チリ共和国政府のために

